



2007  
国民生活金融公庫  
レポート

# 目次

## CONTENTS

■ ごあいさつ .....	2
■ プロフィール.....	3
■ 経営方針・経営目標 .....	5
■ トピックス .....	7
■ 「日本政策金融公庫」への移行 (平成20年10月) ...	9
■ 業務の概要・融資の特徴 .....	11
● 小企業金融の専門店 .....	11
● 創業・再チャレンジ・第二創業支援 .....	17
● 経営相談・情報提供 .....	21
● 地域経済への貢献 .....	23
● 非常時のセーフティネット .....	25
● 国民生活をサポート .....	27
● 国際交流 .....	29
■ 適正な業務運営の仕組み(ガバナンス) .....	31
● 業務運営のマネジメントサイクル .....	31
● 内部管理体制 .....	35
● サービス向上等への取り組み .....	41
■ 財務の状況 .....	43
■ 融資制度一覧 .....	47
■ 組織・沿革 .....	51
■ 索引.....	59

### 国民生活金融公庫レポート2007の構成

国民生活金融公庫レポート2007(ディスクロージャー誌)は「本冊」と「別冊」(資料編)の2分冊で構成されています。

# ごあいさつ



皆さまには、平素より当公庫の業務にご理解とご支援をいただいております。誠にありがとうございます。

当公庫は、小企業の皆さまへの事業資金融資(125万企業)、年収一定基準以下の世帯への教育資金融資(70万世帯)、恩給等を担保とする融資といった地域の経済や生活に密着した融資を使命としている政策金融機関です。

業務の大宗を占める事業資金融資についてご説明しますと、小企業が必要とする融資につきましては、一般的に、小企業は担保力が弱いこと、帳簿等の整備が十分でないこと、資金需要が小口であること等から、民間金融機関ではなかなか対応が難しいのが実情です。しかし、小企業は、全国の地域経済の基盤であるほか、地域と住民を結ぶ絆であり、さらには、次代を担う企業を生み出す苗床でもあるなど、国民生活や経済活動にとって極めて大切な存在です。当公庫は、設立以来、こうした分野において、民間金融を補完して政策金融を担ってきています。

「行政改革推進法」(昨年5月成立)及び「株式会社日本政策金融公庫法」(本年5月成立)により、現在の8政策金融機関のうち2機関は完全民営化、1機関は廃止(地方組織に移行)されます。当公庫を含む5機関については、それぞれ業務を縮小した上で、平成20年10月1日に発足する株式会社日本政策金融公庫(「新公庫」)に統合されることとなりました<sup>(※)</sup>。

新公庫は、ガバナンス等の観点から株式会社形態をとりますが、その株式の総数の常時政府保有、予算の国会議決等が法定されており、現在の当公庫と同様、国の関与のもと、公共性の高い組織として政策金融機能を発揮します。

現在の当公庫の業務につきましては、今後とも必要と認められ、事業資金融資及び恩給等担保融資はそのまま全て、教育資金融資は貸付対象の範囲を縮小して新公庫に承継されます。新公庫では、専門性の維持と透明性の確保のため、当公庫関連業務は他の業務と区分経理され、単一の勘定で管理されます。

なお、お客さまとの統合前のお取引は、ご契約内容(金利、返済条件等)を変更することなく新公庫に承継されます。また、統合後も、現在と同様の手続きによって新公庫の融資をご利用いただけます。

新体制への移行をほぼ1年後に控え、円滑な移行の実現とお客さま・地域・国民にとってプラスとなる統合効果の発揮のため、関係4機関では連絡会や事務別検討会を設け、実務面の準備作業を着実に進めているところです。その一環としてこの秋から、一部地域において、当公庫支店への農林公庫職員の常駐や同一ビルへの関係公庫支店の集合等を試行的に始める予定です。

また、昨年来、統合までの間を「足元固めの時」と位置づけ、役職員一体となって当公庫独自の「目利き力」の再点検や業務運営面等の自己改革に努めてきましたが、引き続きこれからも推進してまいります。

今後とも、皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

平成19年8月

総裁 薄井信明

(※) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)は平成20年10月に統合。沖縄振興開発金融公庫は平成24年度以降に統合。

# プロフィール

小企業等の支援を目的とした**政府系金融機関**です。

当公庫は、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難な小企業をはじめとした国民のみなさまが必要とする資金を供給することによって、国民経済の健全な発展と公衆衛生などの国民生活の向上に寄与することを目的としています。(国民生活金融公庫法第一条)

## 国民生活に密着した公庫融資

- 小企業のセーフティネットとして、数多くの企業に小口融資を安定的に提供しています。
  - ・事業資金の融資先数は**125万企業**となっています。
  - ・1企業あたりの平均融資残高は**575万円**です。
  - ・融資先企業の**約9割が従業員9人以下**の小企業です。
- 創業企業(創業前および創業後1年以内)への融資は年間**2万1千企業**にのびります。
- 国の教育ローンは**70万世帯**を超えるみなさまにご利用いただいています。
- 恩給や共済年金などを担保とする融資を幅広くご利用いただいています。

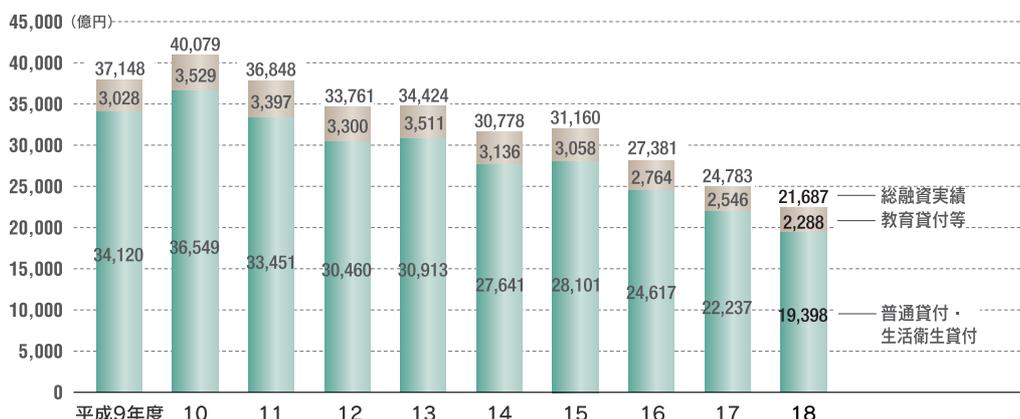
### ▼ 組織の概要

発足年月日	平成11年10月1日 〔国民金融公庫(昭和24年6月設立)と環境衛生金融公庫(昭和42年9月設立)が統合〕
根拠法	国民生活金融公庫法
資本金	3,694億86百万円
主務大臣	財務大臣・厚生労働大臣
支店数	152支店(沖縄県を除く全国)
職員数	4,721人(平成19年度予算定員)
総融資残高	8兆3,435億円

- (注)1 資本金、支店数および総融資残高は平成18年度末現在のものです。  
2 平成18年10月1日現在の職員数および平均年齢は次のとおりです。  
(1) 職員数 4,680名(男性3,725名、女性955名)  
(2) 平均年齢 38.9歳(男性40.2歳、女性33.7歳)

### ▼ 総融資実績(フロー)の推移

近年、総融資額(フロー)が減少していますが、その要因としては金融環境が正常化したこと、借入の圧縮に努める企業が多いことなどが考えられます。



(注) 平成11年9月までは、統合前の国民金融公庫と環境衛生金融公庫の計数の合計です。

**事業資金をはじめ、国民生活に密着した多様な融資を行っています。**

当公庫は、事業資金を必要とする小企業をはじめ、お子さまの教育資金を必要とする方々など、数多くのみなさまにご利用いただき、国民生活の向上、地域経済の活性化に貢献しています。

ご利用いただける方	融資制度等	
<p><b>中小企業のみなさま</b></p>	<p><b>普通貸付（長期・固定金利でお使いみちいろいろ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般貸付 ほとんどの業種の方に</li> <li>特別貸付 創業や経営革新などを行う方に</li> <li>経営改善貸付 商工会議所・商工会の経営指導を受けている方に（マル経）</li> </ul> <p><b>生活衛生貸付（生活衛生関係営業を営む方に）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般貸付 衛生水準向上のため設備投資を行う方に</li> <li>振興事業貸付 生活衛生同業組合の組合員の方に</li> <li>生活衛生改善貸付 生活衛生同業組合・生活衛生営業指導センターの経営指導を受けている方に</li> </ul>	<p>創業相談 経営相談 情報提供</p>
<p><b>教育資金を必要とする方</b></p>	<p><b>教育貸付（国の教育ローン）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育一般貸付 高校、大学等に入学・在学される方の保護者の方に</li> <li>郵貯貸付 教育積立郵便貯金の積立を完了し、日本郵政公社<sup>(注)</sup>のあつせんを受けた方に <small>(注) 平成19年10月1日から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継されます。</small></li> <li>年金教育貸付 厚生年金保険または国民年金の加入期間が10年以上の被保険者で独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受けた方に</li> </ul>	
<p><b>恩給や共済年金等を受けている方</b></p>	<p><b>恩給・共済年金担保貸付</b></p> <p>恩給や共済年金等の受給者で住宅などの資金や事業資金を必要とする方に</p>	
<p><b>厚生年金や労災年金等を受けている方</b></p>	<p><b>厚生年金等担保貸付（独立行政法人福祉医療機構からの受託業務）</b></p> <p>厚生年金等の受給者で住宅などの資金や事業資金を必要とする方に</p>	

(注) 融資制度の概要は47～50ページをご覧ください。

# 経営方針・経営目標

当公庫では、政策金融機関としての使命を果たすために、「経営方針」を策定し、これに沿って業務を運営しています。

## 経営方針

### サポーター宣言

お客さまへのサービスを第一に、  
民間金融機関では対応の難しい分野で、  
「地域の公庫、身近なこくきん」として  
小口融資や創業支援などを推し進めます。

### 自己改革宣言

不断の自己改革を推進することによって、  
経営の効率性・健全性・透明性を高め、  
みなさまの期待と信頼にこたえます。

### 新公庫への移行に向けて

【サポーター宣言】と【自己改革宣言】を着実に実践しつつ、  
公庫融資の専門性の維持・強化、統合効果の発揮を  
念頭に置いて、新公庫への移行準備を進めます。

## 行動指針

- 常にお客さまを第一に考え、使命感と責任感をもって業務にあたります。
- 親切・丁寧・迅速な対応により、心のかよう接遇に努めます。
- 皆さまとの対話を大切にし、そのご意見をサービスに反映させるよう努めます。

また、「経営方針」を具体化したものを「経営目標」として位置付け、Plan(計画)－Do(実施)－See(評価)のマネジメントサイクルを強化します。

## 経営目標

### 1 「小企業金融の専門店」ならではの政策的機能を発揮します

- 政策金融機関として、リスクテイク能力を一層高め、小企業のみなさまの資金需要に的確にこたえます。
- 創業・再チャレンジ、第二創業を目指すみなさまを積極的に支援します(新規開業貸付企業数:年2万2千企業以上)。
- 担保や第三者保証人を不要とする融資、マル経融資などに積極的に取り組みます。
- 災害などの危機発生時に、特別相談窓口を設置し、迅速に対応します。
- 小企業のみなさまの経営の安定につながるよう返済条件のご相談に応じます。
- 教育資金を真に必要とするみなさまを支援します。
- 開発途上国に対して小企業金融のノウハウを提供し、国際社会に貢献します。

### 2 地域経済の活性化に貢献します

- 全国152の支店ネットワークを活かして、地域の小企業のみなさまのニーズに的確にこたえます。
- 商工会議所・商工会・生活衛生関係団体・地方公共団体や創業支援団体との連携をはじめ、地域との結びつきを強化します。
- 地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に取り組む地域金融機関との連携を強化します。

### 3 情報提供や経営相談などのサービスの向上に努めます

- 総合研究所の調査結果をはじめ、当公庫が長年にわたって蓄積してきた情報を、幅広く提供します。
- ホームページの充実など、ITを活用したサービスの強化に努めます。
- 小企業のみなさまからの経営に関するご相談に的確に応じる態勢づくりを進めます。
- 「こくきん創業支援センター」・「こくきんビジネスサポートプラザ」を通じて、創業を予定されているみなさまなどへの夜間・休日相談やセミナーを充実します。
- 契約内容などについて、お客さまへの丁寧な説明を徹底します。

### 4 自己改革推進の基盤を強化します

- Plan(計画)－Do(実施)－See(評価)のマネジメントサイクルを強化します。
- 常にお客さまの声に耳を傾け、業務に反映させる態勢を強化します。
- 独自の審査ノウハウの一層の向上に努め、職員の目利き能力を強化します。
- 役職員一人ひとりが、行動指針を遵守します。
- 働きがいのある職場をつくり、職員の意欲や能力を高めることで、お客さまサービスを向上させます。

### 5 信頼される公庫を目指します

- 効率性を高めます
  - ・フラットでフレキシブル(風通しがよく、柔軟)な組織運営を行います。
  - ・コスト意識を徹底し、業務の見直しやIT化の促進などにより、自律的で効率的な業務運営に努めます。
  - ・収支差補給金をゼロとし、国民負担に頼らない経営を継続します。
- 健全性を高めます
  - ・コンプライアンスを徹底します。
  - ・信用リスク、事務リスクなどの各種リスクを適切に管理するとともに、統合的なリスク管理に努めます。
  - ・お客さまの情報の重要性を認識し、情報管理を徹底します。
- 透明性を高めます
  - ・国民生活金融公庫運営懇話会やホームページ、ディスクロージャー誌などを活用し、情報の開示に積極的に取り組みます。

● 規律の保持をはじめ、コンプライアンス(法令などを守ること)の徹底を図ります。

● コスト意識の徹底を図ります。

● 時代の変化に即応できる広範な知識の習得に努めます。

# トピックス

当公庫では、「経営方針」および「経営目標」に沿って、「お客さまのサポート」と「自己改革の推進」に次のとおり取り組んでいます。



## 「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)」を創設

政府の重要施策である「再チャレンジ支援」の一環として、平成19年度から、廃業歴等のある方が創業に再チャレンジするための融資制度を創設しました。

詳しくは [P.19](#)

## 「第三者保証人等を不要とする融資」、「新創業融資制度(無担保・無保証人)」を拡充

担保・保証人に過度に依存しない融資に対するニーズがますます高まっていることを踏まえ、「第三者保証人等を不要とする融資」および「新創業融資制度」を推進しています。

詳しくは [P.13](#)

## 「こくきん創業支援センター」を全国15地区に拡大し、「夜間相談」を実施

創業する方や第二創業を図る方への支援機能の強化・充実のため、「こくきん創業支援センター」を全国(15地区)に拡大しました。また、日中のご来店が難しい方のため、「夜間相談」を実施しています。

詳しくは [P.20](#)

## 「こくきんビジネスサポートプラザ」を新設し、「土曜相談」を開始

新宿支店および梅田支店内に「こくきんビジネスサポートプラザ」を設置し、「土曜相談」を開始しました。平日のご来店が難しい方で、新たに事業を始める方やこれまで当公庫を利用されることがない事業者の方からの融資等に関するご相談にきめ細かくおこたえしています。

詳しくは [P.21](#)

## 「教育ローンコールセンター」の営業時間を延長

平日夜間や休日の相談ニーズが高いことなどを踏まえ、教育ローンコールセンターの平日の営業時間を延長するとともに土曜日の営業を開始しました。

詳しくは [P.27](#)

## 非常時には災害貸付等で被災企業等を支援

災害や大型の企業倒産などの非常時には、直ちに特別相談窓口を設置し、融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

詳しくは [P.25](#)



## 収支差補給金ゼロ経営を継続

平成15年度以降実現している収支差補給金(国からの赤字補給金)ゼロの経営を、平成19年度も継続します。

詳しくは [○ P.43](#)

## サービス向上と効率化等への取り組み

経営方針・経営目標に従い、お客さまサービスの向上を図るとともに、経営の効率性・健全性・透明性を高め、お客さまの期待と信頼にこたえるため、不断の自己改革に取り組んでいます。

詳しくは [○ P.41](#)

## 運営懇話会の開催

各界の有識者の意見を聴き、当公庫の業務運営に反映させるとともにディスクロージャーを推進するため「国民生活金融公庫運営懇話会」を全国9地区で開催しています。

詳しくは [○ P.33](#)

## 「政策実施評価報告書」を作成

当公庫の業務運営等の状況を自己評価する「政策実施評価報告書」を作成しています。また、評価にあたっては外部の有識者から意見をいただいています。

詳しくは [○ P.32](#)

## 環境に配慮した事業活動への取り組み

当公庫では、省資源・省エネルギーに取り組み、環境負担の軽減に努めるとともに、環境・エネルギー対策資金等のご融資を通じて、環境に配慮した小企業のみなさまの事業活動を支援しています。

詳しくは [○ P.42](#)

## 「統合リスク管理室」の設置

当公庫の統合リスク管理態勢の整備を目的として、本店に「統合リスク管理室」を設置しました。

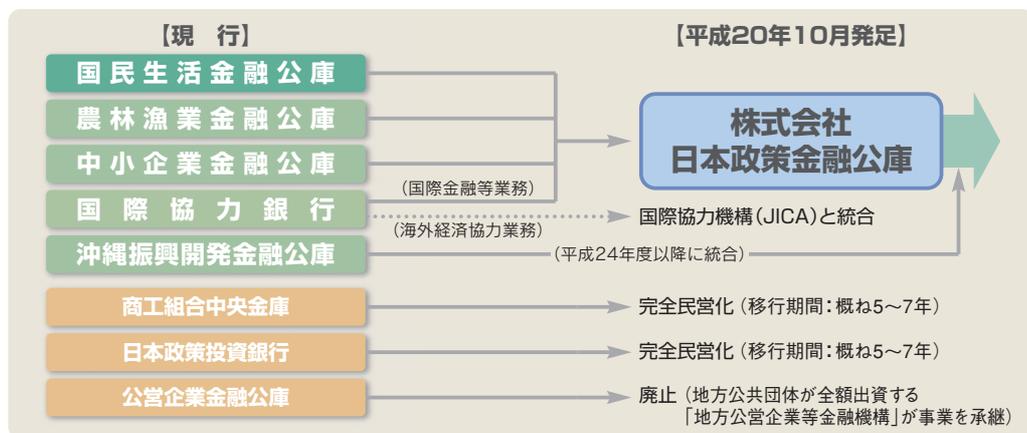
詳しくは [○ P.36](#)

# 「日本政策金融公庫」への移行(平成20年10月)

## 日本政策金融公庫の誕生

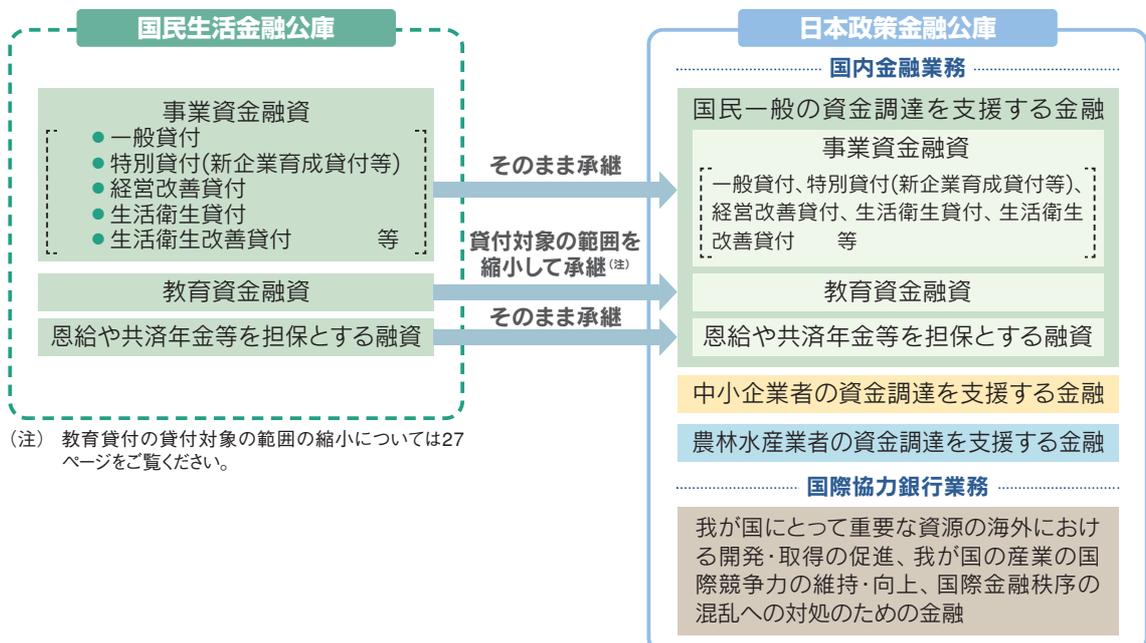
- 今回の政策金融改革については、平成17年より集中的に議論が重ねられ、「国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能」が、民業補完の原則のもと、将来とも必要であり残すべき政策金融機能とされました。
- 現在ある8つの政策金融機関のうち2機関は完全民営化、1機関は廃止し、当公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)の5つの機関は、それぞれ業務を縮小した上で、新しい政策金融機関に統合することとなりました。新機関は、平成20年10月に「株式会社日本政策金融公庫」として発足します(沖縄振興開発金融公庫は平成24年度以降に統合します)。

### ▼ 政策金融改革のイメージ図



- “小企業への小口融資”や“創業支援”などの当公庫の事業資金融資(経営改善貸付(マル経)、生活衛生資金貸付を含みます。)は、そのまま新公庫に承継されます。また、教育資金融資については、貸付の対象の範囲を縮小し、承継されます。

### ▼ 国民生活金融公庫の業務と日本政策金融公庫の主な業務



# — 国民生活金融公庫の役割は新公庫に引き継がれます —

## 新公庫のアウトライン（専門性の維持・強化と統合効果の発揮）

### 公共性の高い株式会社

- 政府が株式を常時全額保有し、予算の国会議決や決算の国会提出が必要であるなど、国の関与のもと「健全な経営と政策金融機能の発揮」をしっかりと行います。
- 株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行います。

### 専門性の維持・強化

- 政策に精通した専門人材による融資の審査・実行ができるよう、職員の配置および育成などの面で工夫を行い専門性を維持・強化します。

### 業務ごとに経理を区分

- 業務の適切な実施と透明性の確保を図るため、業務ごとに勘定を設け、区分経理して管理します。当公庫の部門は、一つの勘定となります。

### 組織の簡素化・効率化

- 管理部門等の共通する業務の一元化や同一地域に複数の支店が存在する場合の統合などにより、役職員数の縮減、経費の節減を図ります。

### お客さまの利便性の維持・向上

- 各機関のノウハウの共有等により、共通の課題について連携した取り組みを行うとともに、経営コンサルティング、ビジネスマッチングなど、従来の垣根を越えた幅広いサービスを提供します。
- 国民一般、中小企業者および農林水産業者向けの融資等の金融サービスについて、支店に適切な担当者を置く等により、全支店においてすべての分野の融資制度に関する情報の提供を行うなど、各地域の支店で幅広く対応します。

### 民業補完のための業務の追加

- 小企業に対する民間金融機関の無担保貸付を促進する観点からCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を用いた証券化支援業務を行うことが可能となります。

## 新公庫への移行に向けての取り組み

### お客さまの視点に立って円滑な移行に努めます。

- 当公庫は、新公庫への円滑な移行を図るために「新体制移行準備委員会」および「新体制移行準備室」を設置（平成18年1月）し、お客さまの視点に立って、お客さまサービスの充実や効率化の観点から統合効果（ノウハウの共有等による幅広いサービスの提供や同一地域に複数の支店が存在する場合の統合等）を発揮できるよう準備を進めています。

### 新公庫への移行までの間、当公庫ならではの機能の一層の向上に努めます。

- 「小企業金融の専門店」として、当公庫が長年培ってきた「目利き力」に、さらに磨きをかけます。
- 経営に関する相談機能を強化するなど、お客さまの多様なニーズに的確にこたえるための態勢整備を進めます。
- 経営の効率性・健全性・透明性を一層高めるため、業務の集中化、収支差補給金（赤字補給金）ゼロ経営の継続、積極的な情報開示など、引き続き自己改革を推進していきます。

# 業務の概要・融資の特徴

## 小企業金融の専門店

事業資金の融資先は**125万企業**となっています。

当公庫の事業資金の融資先数は125万企業にのびります。融資先企業の総従業員数は約790万人<sup>(注)</sup>であり、日本の総就業者数の約12%を占めています。

(注) 当公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」(2006年)より推計した融資先1企業あたりの平均従業員数6.3人より算出したものです。

### ▼ 融資先企業数

(平成18年度末)

当公庫	信用金庫計 (287金庫)	国内銀行計 (144行)
<b>125万企業</b>	<b>125万企業</b>	<b>230万企業</b>

(注)1 当公庫の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の融資先企業の合計です。

2 国内銀行とは、都銀、地銀、第二地銀、信託銀等です。

3 信用金庫および国内銀行の数値には、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。

(資料)日本銀行ホームページ

## ■ 小企業の役割と特徴

小企業は、個々の規模は小さく零細であっても、その総数は377万企業(日本の企業の87%)にのぼり圧倒的な多数派です。また、小企業は、地域社会において、雇用の苗床、地域と住民を結ぶ絆の役割を担うなど地域社会には欠かせない存在です。

しかし、一方で、小企業の財務体質は脆弱で自己資本不足の傾向にあり、資金調達力も弱い状況にあります。

当公庫はこうした小企業に対して長期の運転資金等を供給することにより、その経営の安定化を支援しています。当公庫からの借入金は小企業にとって擬似資本的な役割を果たしているといえます。

### ▼ 規模別企業数



(注) 小企業は、常用雇用者数20人以下(卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下)の企業、中企業は、常用雇用者数300人以下(卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)、または資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下)であって小企業ではないものとした。

(資料)中小企業庁「中小企業白書(2007年版)」

総務省「事業所・企業統計調査(2004年)」を中小企業庁が再編加工

## ■ 小企業のみなさまへの小口融資 ~政策金融機関としての使命~

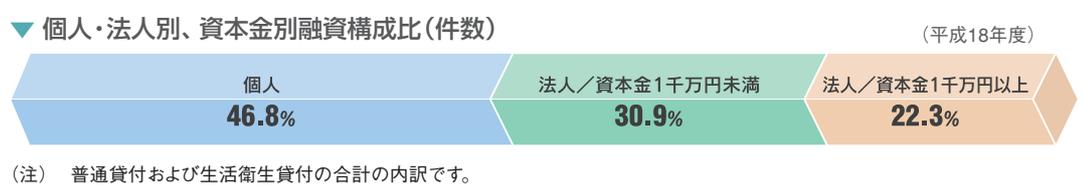
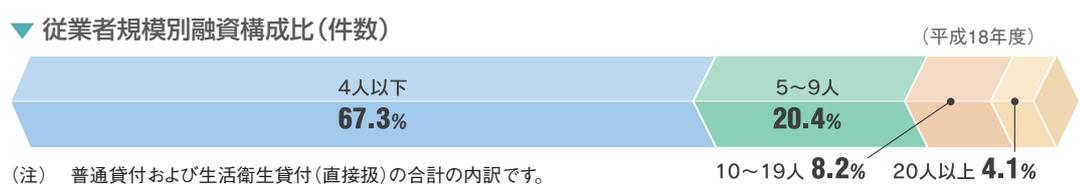
小企業は、わが国経済や地域社会において重要な役割を果たしています。しかし、小企業金融は、「担保力が低い」、「帳簿等の整備が十分ではない」、「資金需要が小口」といった理由から採算が取りにくく、民間金融機関では対応が難しい分野です。とりわけ、新規開業企業への融資は、「事業実績がない」という問題もあります。こうした分野を補完するのが政策金融機関としての当公庫の役割です。

当公庫は、小企業の経営者のみなさまからフェイスツーフェイスでじっくり話を聴き、また、事業の現場に伺うなどして、限られた情報を補完しながら小企業の実態を把握し、融資を行っています。こうしたきめ細かな取り組みと長年培ってきた独自の目利きノウハウにより、小企業への政策金融機能を担っています。



**融資先は小企業が中心であり、半数は個人企業です。**

当公庫の融資先は、生花店、パン屋、飲食店、理・美容所、工務店などのように各地域の住民の生活に密接なかかわりを持った生業的な小企業が中心です。融資先の約9割が従業員9人以下であり、個人・法人別でも個人企業が約半数を占めています。



**小口融資が主体です。**

当公庫の融資は、小口融資が主体で、1件あたりの融資金額が500万円以下の割合は約6割を占めています。また、1企業あたりの平均融資残高は575万円であり、信用金庫の約6分の1、国内銀行の約14分の1となっています。



▼ 1企業あたりの平均融資残高 (平成18年度末)

当公庫	信用金庫計(287金庫)	国内銀行計(144行)
575万円	3,324万円	8,027万円

(注) 1 当公庫の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の合計です。  
 2 国内銀行とは、都銀、地銀、第二地銀、信託銀等です。  
 3 信用金庫および国内銀行の数値には、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。  
 (資料) 日本銀行ホームページ

## 担保・保証人の要件を緩和した融資を推進しています。

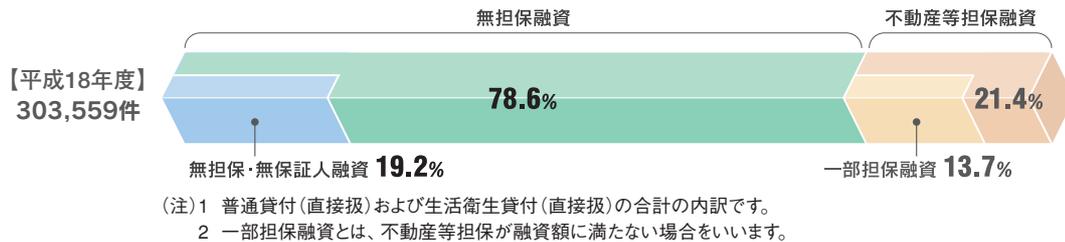
小企業は、金融機関からの借入に際して担保として提供できる不動産等を所有していないケースが少なくありません。当公庫は、このような小企業のみなさまに対して、長年培ってきた独自の目利きノウハウを生かし、担保・保証人の要件を緩和した融資に積極的に取り組んでいます。

### 無担保融資を推進

無担保融資の割合は全体の約8割(件数)となっています。

無担保・無保証人融資の割合は全体の約2割(件数)となっています。

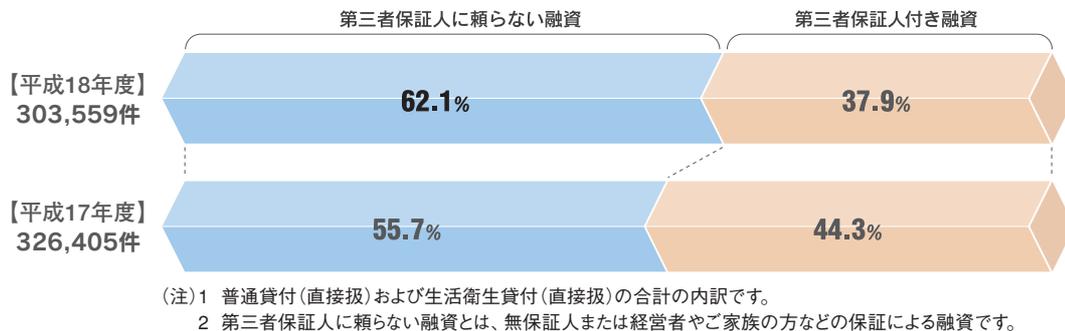
#### ▼ 担保別融資構成比(件数)



### 第三者の方の保証に頼らない融資を推進

第三者の方の保証に頼らない融資(無保証人または経営者やご家族の方などの保証による融資)の割合は、年々増加しており、平成18年度は全体の6割(件数)を超えています。

#### ▼ 保証人別融資構成比(件数)



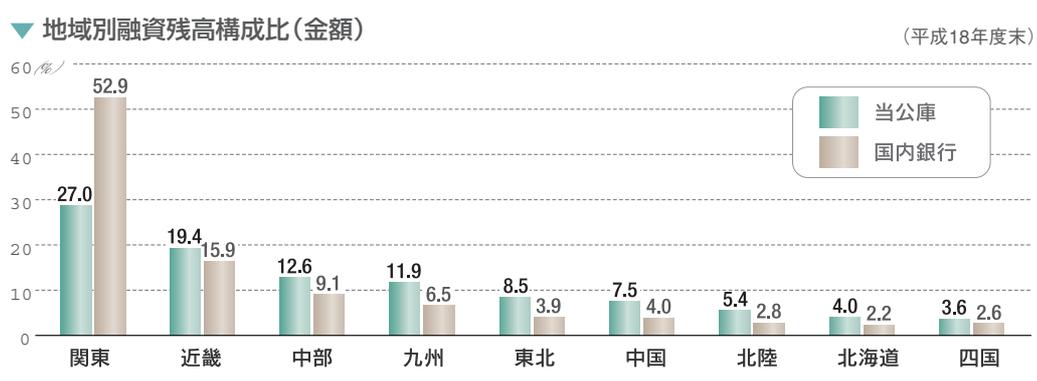
## ■ 「無担保・無保証人の融資」、「第三者保証人等を不要とする融資」の拡充

担保・保証人に過度に依存しない融資に対する小企業のみなさまからのニーズはますます高まっています。当公庫は、こうしたお客さまのニーズに対応した融資制度の開発・提供に努めています。

無担保・無保証人の融資	経営改善貸付(マル経) 生活衛生改善貸付	昭和48年度取扱開始(融資限度額100万円) ・平成4年度 別枠(融資限度額100万円)の取扱開始 ・平成7年度 融資限度額 550万円に増額 ・平成9年度 別枠の限度額 450万円に増額
	新創業融資制度	平成13年度取扱開始(融資限度額 150万円(14年1月から550万円に増額)) ・平成16年度 融資限度額750万円に増額 ・平成17年度 融資対象要件緩和(地域再生計画認定者に限定) 自己資金割合 1/2以上 → 1/3以上 ・平成19年度 融資限度額1,000万円に増額 融資対象要件緩和 自己資金割合1/3以上を全対象者に適用
第三者保証人等を不要とする融資		平成14年度取扱開始(融資限度額 1,000万円) ・平成16年度 融資限度額1,500万円に増額 ・平成17年度 第二創業を図る方の融資限度額 2,000万円に増額 アスベスト関連融資の上乗せ利率の免除 ・平成18年度 融資対象要件の緩和 ・平成19年度 融資限度額 2,000万円に増額 上乗せ利率の引き下げ

**地域や業種を幅広くカバーした融資を行っています。**

小企業は全国各地で国民生活に密着したさまざまな事業を営んでいます。当公庫は、こうした小企業のみならず、全国152の支店を通じ、地域や業種を幅広くカバーし、きめ細かな融資を行っています。



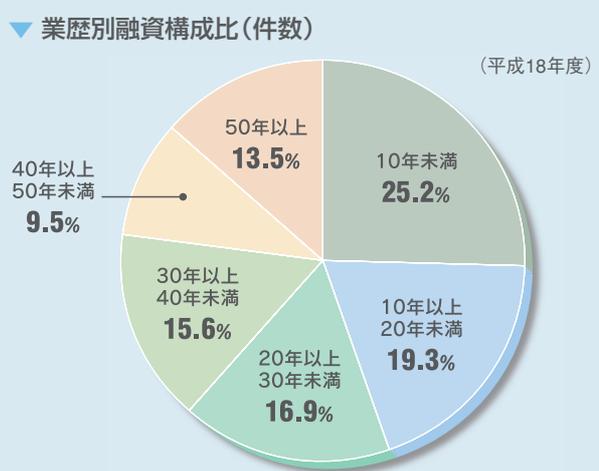
(注) 1 当公庫の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の合計です。  
 2 国内銀行とは、都銀、地銀、第二地銀、信託銀等です。  
 3 国内銀行の数値は銀行勘定で、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みます。  
 (資料)日本銀行ホームページ



(注) 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。

**融資先は生活密着型の事業から最先端の事業まで、多種多様な小企業**

小企業は、日本の企業数の87%を占める圧倒的な多数派ですが、その一つ一つは多種多様です。  
 たとえば、身近な商店街の食料品店や近所の工務店など、昔ながらの商売があれば、バイオやIT(情報通信)など最先端の知識や技術を駆使した事業もあります。また、創業したばかりの企業もあれば、半世紀以上の業歴を有する老舗企業もあります。  
 当公庫では、地域の生活に密着した企業から新市場のバイオニアとなり得る企業まで、さらに創業期の企業から老舗企業にいたるまで、多種多様な小企業のみならず幅広くご利用いただいています。



(注) 普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

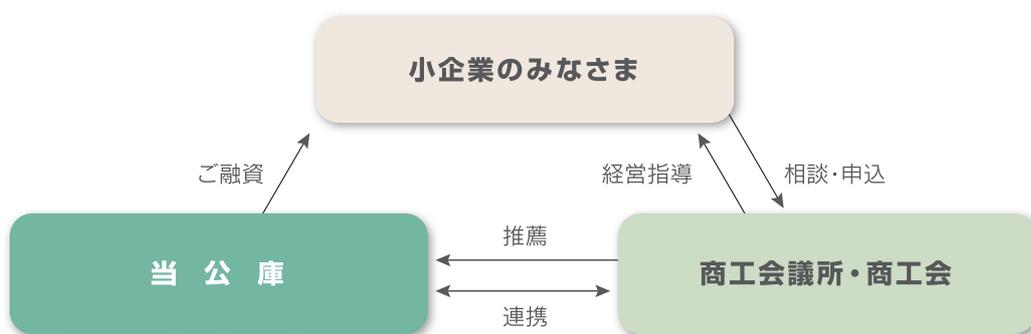
## 商工会議所・商工会と連携しています。

当公庫では、全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、経営改善貸付(無担保・無保証人)や相談会などを通じて小企業のみなさまの経営改善を支援しています。

### 経営改善貸付(マル経融資)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小企業のみなさまが、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。昭和48年の制度創設以来、これまで約460万件のご利用をいただいています。

#### ▼ 「経営改善貸付(マル経融資)」(無担保・無保証人)の仕組み



### 商工会議所・商工会等で相談会(「一日公庫」)を開催しています。

商工会議所・商工会等において、当公庫の職員が融資のご相談を承る相談会(「一日公庫」)を開催しています。毎年多くの小企業のみなさまにご利用いただいています。

#### ▼ 商工会議所・商工会における「一日公庫」の開催数

平成16年度	17年度	18年度
2,953	2,738	2,881

### ■ 創業・経営革新支援セミナー等における連携

商工会議所・商工会が主催する創業セミナーや経営革新支援セミナー等に当公庫職員を講師として派遣するなど、商工会議所・商工会と連携して地域の創業・経営革新支援活動に積極的に取り組んでいます。セミナーではビジネスプランの作成方法、資金調達の方法、当公庫の融資制度などについてわかりやすく説明しています。セミナー受講後、当公庫の融資を利用し、創業や経営革新を行った方は数多くいます。



北海道商工会連合会創業塾(平成19年6月9日)

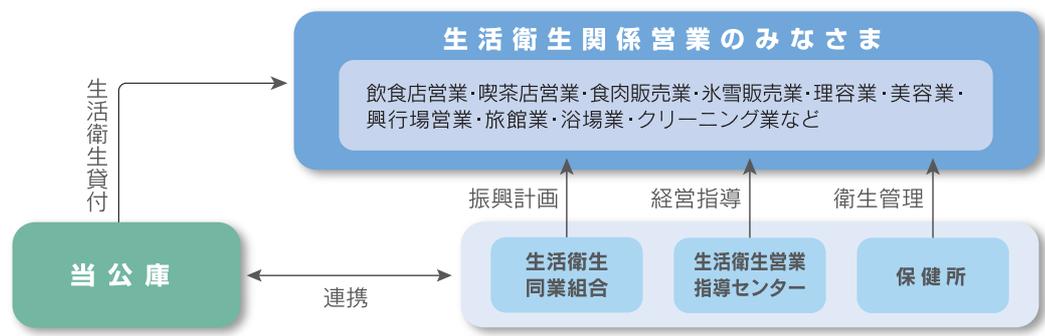
**生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携しています。**

当公庫は生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター、保健所などと密接に連携し、生活衛生貸付を通じて生活衛生関係営業のみなさまの衛生水準の維持・向上を支援しています。

**生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む）**

生活衛生関係営業のみなさまが、衛生水準を維持・向上するためにご利用いただける制度です。また、生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合等の経営指導を受けているみなさまが、設備資金を無担保・無保証人をご利用いただける制度です。

▼ 生活衛生関係営業のみなさまを支援する仕組み



**生活衛生関係営業の各業種に幅広く融資を行っています。**

生活衛生貸付は、生活衛生関係営業の各業種の方に幅広くご利用いただいています。融資先の約8割が個人企業です。

▼ 業種別融資構成比（件数）



▼ 個人・法人別、資本金別融資構成比（件数）



**衛生環境が激変した場合の緊急融資を行っています。**

衛生水準の維持・向上に著しい支障を来すような感染症または食中毒の発生による衛生環境の激変が起こった場合は、貸付限度額等に特例を設けた衛生環境激変特別貸付を実施しています。

▼ 近年における衛生環境激変特別貸付の融資実績

激変貸付の名称	件数	金額
高病原性鳥インフルエンザ(平成16年3月～9月)	140件	822百万円
重症急性呼吸器症候群(SARS)(平成15年6月～12月)	26件	193百万円
牛海綿状脳症(BSE)(平成13年10月～14年10月)	1,714件	10,719百万円

# 創業・再チャレンジ・第二創業支援

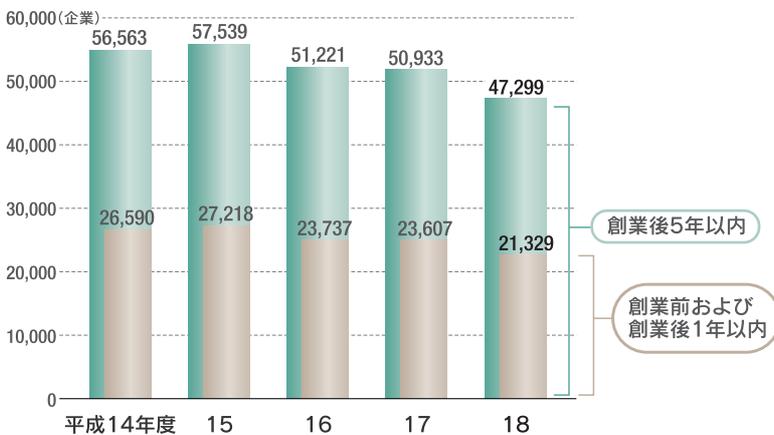
**創業企業（創業前および創業後1年以内）への融資は年間2万1千企業にのびります。**

新たに事業を始めようとする方や事業を始めて間もない方は、営業実績がないなどの理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場合が少なくありません。当公庫では、従来からこのような創業企業に対しても積極的に融資を行っています。

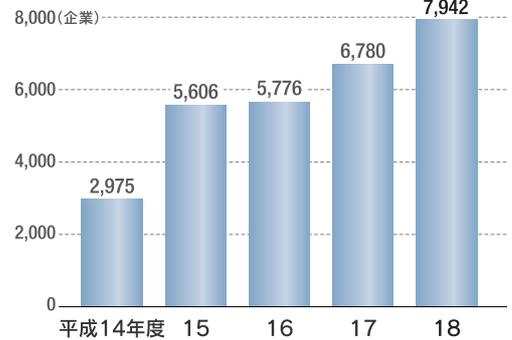
平成18年度は、創業後5年以内（創業前も含む）の企業に対する融資実績は47,299企業となりました。そのうち、民間金融機関から資金調達が特に困難な創業前および創業後1年以内の企業に対する融資実績は21,329企業になりました。これにより**9万人強の雇用創出**<sup>(注)</sup>がなされたと考えられます。また、税務申告を2期終えていない方へ無担保・無保証人で融資する「新創業融資制度」の平成18年度の融資実績は7,942企業となりました。

(注) 当公庫「新規開業実態調査」(2006年度)による創業時点での平均従業員4.4人より算出したものです。

## ▼ 創業間もない企業に対する融資実績の推移(企業数)



## ▼ 「新創業融資制度」の融資実績の推移(企業数)



(注) 「新創業融資制度」は、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方に対して、無担保・無保証人で融資する制度です。

## ■ 公庫融資による呼び水効果 ~新規開業企業を対象とするパネル調査結果から~

当公庫融資先に対して実施した「新規開業企業を対象とするパネル調査」によると、民間金融機関からの借入がある企業の割合は、創業時に比べて大きく増加しています(図1)。また、金融機関からの平均借入残高をみると、当公庫からの借入残高は年々減少しているのに対し、民間金融機関からの借入残高は急ピッチで増加し続けています(図2)。

これは、当公庫の融資で創業した企業が順調に成長し、民間金融機関が融資に必要な財務内容等の企業情報を得られるようになったことの反映と推測されます。当公庫の融資が呼び水効果となって、民間金融機関に新たな融資の機会が生まれたものと考えられます。また、当公庫には決済機能がないことから、金融取引を民間金融機関にシフトさせたもの(公庫借入からの卒業)と思われる。

【図1】 民間金融機関からの借入がある企業割合



【図2】 金融機関からの平均借入残高



(注) 集計企業数は、開業時から平成18年末まで継続して、民間金融機関からの借入の有無が確認できた企業および借入残高が確認できた企業です。

### ▶ パネル調査とは

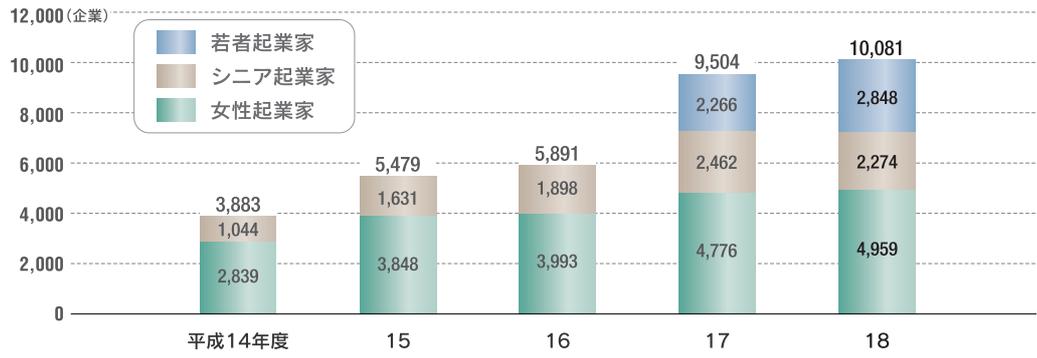
調査サンプルを固定して一定期間にわたって追跡的に同じ内容の質問を行う調査手法です。その最も大きな特徴は、同一企業の時間の経過に伴う変化を捉えられることです。当公庫における「新規開業企業を対象とするパネル調査」は、この分野のパネル調査としては日本では初めての試みです。本調査では、当公庫から創業資金の融資を受けて平成13年に創業した企業から抽出した2,181企業について、平成13年以降18年まで毎年末に調査を行いデータ(従業員数、業種、借入状況、直面している経営上の課題など)を蓄積しています。

**女性・若者・シニア起業家への融資は年間1万企業にのびります。**

女性ならではの感性を生かした創業、若者ならではのアイデアを生かした創業、あるいは、シニアならではの経験を生かした創業など、経済社会が多様化するなかで、創業の裾野が広がっています。当公庫では、こうした方々に対しても積極的に融資を行っています。

平成18年度の「女性、若者／シニア起業家資金」の融資は10,081企業（創業前および創業後5年以内）となりました。

▼ 「女性、若者／シニア起業家資金」の融資実績の推移（企業数）



(注) 「女性、若者／シニア起業家資金」は、女性または30歳未満か55歳以上の方であって、創業前および創業後おおむね5年以内の方への支援を目的とする融資制度です。平成17年4月から女性、シニア(55歳以上)に加え、若者(30歳未満)を融資対象者として追加しました。

▼ 創業融資事例

**女性起業家 | 多くの人の心を晴れやかに～看病経験を生かして～**

入院患者向け衣料の開発・販売会社。自らの看病経験や入院患者の声をもとに、機能的でファッション性の高い商品を販売している。創業当初は友人たちの協力のもとに手作りから始めたが、売上増加によりたちまち生産が追いつかなくなった。大阪府中小企業支援センターが行う事業可能性評価事業の認定を受けたことで、技術力の高い工場と取引できるようになり、需要に対応できる供給体制を確立した。注文増加に伴う運転資金として当公庫の「女性起業家資金」を利用。入院患者の心を明るくする当社の代表的商品 akko「バンダナ帽」は、着用している患者の口コミから評判を呼び、現在では大手百貨店の介護用品コーナーにも置かれている。



**若者起業家 | 障がい者に満足いく職場を提供したい**

障がい者の雇用を促進するサービスを提供する会社。県の職員として福祉行政の改革や障がい者の自立支援事業に携わった経験を生かしての創業。障害者雇用促進法において一定以上の障がい者の雇用が義務づけられるなか、同社は就業を希望する障がい者に登録してもらい、企業に障がい者の雇用をあっせんする。雇用された障がい者は勤務先のオフィスには通勤せず、作業を行うために設置した同社のセンターや自宅で勤務先の作業を行う。事業の根幹となる業務センターを設置するにあたり、当公庫の「若者起業家資金」を利用。取引先や雇用された障がい者から「安心して障がい者を雇用できる」「満足いく職場を見つけることができた」と喜ばれている。



## 「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)」を創設しました。

政府の重要施策である「再チャレンジ支援」の一環として、廃業歴等のある方が創業に再チャレンジするための「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)」を創設しました。当公庫では、廃業により信用が低下したため、民間金融機関からの借入等が困難となっている「再チャレンジ創業者」を積極的に支援しています。

### ▼ 再チャレンジ支援融資事例

#### A社(卸売業)

- ・ 小売業の法人の代表者を務めていたが、売上不振と借入依存体質から会社は破産、個人も自己破産した。
- ・ 法的整理完了後、知人からの資金協力を受け、個人で別の卸売業を再創業した。
- ・ 創業後に必要な運転資金300万円を無担保(第三者保証人等を不要とする融資)で融資した。

#### B社(小売業)

- ・ 小売業の法人の役員として経営に携わってきたが、売上減少により資金繰りが悪化、私的整理を弁護士に依頼し、事実上倒産した。
- ・ 倒産後、取引先から営業継続の要請を受け、個人で同業種を再創業した。
- ・ 創業時に必要な設備資金および運転資金100万円を無担保・無保証人(新創業融資制度)で融資した。

#### C社(製造業)

- ・ 製造業の法人の代表者を務めていたが、経営不振で会社は破産し、同時に体調を崩した。
- ・ 法的整理完了後、体調が回復したことから、個人で同業種を再創業した。
- ・ 創業時に必要な設備資金200万円を無担保・無保証人(新創業融資制度)で融資した。

## 第二創業に取り組むみなさまを積極的に支援しています。

当公庫では「新事業活動促進資金」を創設し、時代の変化に対応するために経営多角化や事業転換等により新たな事業分野へ進出する、いわゆる「第二創業」に取り組む小企業のみなさまを積極的に支援しています。

### ▼ 「新事業活動促進資金」の融資実績

(平成18年度)

	件数	金額
融資実績	(111.9%) 3,275件	(106.1%) 305億円

(注) ( )内は前年比です。

創業支援センター、ビジネスサポートプラザを設置し、創業・第二創業の支援機能を強化しています。

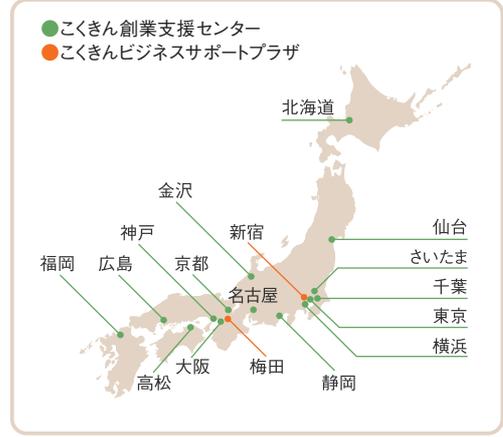
▼ こくきん創業支援センター

- ・全国15地区に設置している「こくきん創業支援センター」では、専門の担当者がビジネスプランの作成段階からご相談におこたえています。また、日中のご来店が難しい方のため、「夜間相談」を実施しています。
- ・各地域の創業支援機関等との連携によりお客さまへのタイムリーな支援を行っています。

〔主な連携先〕  
中小企業支援センター、地方公共団体、公的インキュベーション施設、大学、NPO関連団体 など

- ・当公庫ホームページの「こくきん創業支援センター」コーナーにおいて、地域の創業・第二創業に関する最新の情報を発信しています。

▼ 設置地区



▼ こくきんビジネスサポートプラザ

「こくきんビジネスサポートプラザ」を新宿支店および梅田支店に設置しています。(詳細は、21ページをご覧ください。)

▼ 創業支援セミナーの開催

「こくきん創業支援センター」では、創業をお考えの方や創業されて間もない方のため、創業支援セミナーを開催しています。

講師には、創業期に当公庫を利用した起業家等を迎え、創業に至った経緯や創業時の苦労等の実体験を受講者にお伝えしています。



第1回こくきん創業支援セミナー(平成19年5月18日)  
(こくきん創業支援センター横浜)

■ 創業期に当公庫を利用して成長した企業

創業期に当公庫と取引があった企業が、順調に成長し、やがて株式上場を果たすことも少なくありません。平成18年に上場したテンプスタッフ(株)(東京(一部))や(株)ビックカメラ(ジャスダック)も、創業・成長期に当公庫を利用した企業の一つです。また平成13年から18年までの6年間に、新興3市場(マザーズ、ジャスダック、ヘラクレス)に上場した企業767社のうち、125社は当公庫利用歴があります。

▼ 創業期に当公庫を利用して成長した主な企業

企業名	事業内容	設立	上場	取引所
ソニー(株)	オーディオ、テレビ、情報通信機器等の製造・販売	1946	1958	東京(一部) 大阪(一部)
(株)三井ハイテック	プレス用精密金型、工作機械等の製造・販売	1949	1984	東京(一部) 福岡
亀田製菓(株)	米菓子等菓子類および食品の製造・販売	1957	1984	東京(二部)
京セラ(株)	電子部品、通信機器等の製造・販売	1959	1971	東京(一部)
テンプスタッフ(株)	総合人材サービス業	1973	2006	東京(一部)
(株)ビックカメラ	カメラ、パソコン、家電等の販売	1980	2006	ジャスダック

(注) 上場は初上場の年、取引所は現在上場している主な取引所です。

## 経営相談・情報提供

経営に関するご相談にきめ細かく対応できる態勢づくりに努めています。

当公庫では、小企業のみなさまからの経営に関するご相談にきめ細かく対応できる態勢づくりに努めています。平成18年3月には、経営相談に関する企画・立案を行う専門部署として、本店に「経営相談室」を設置しました。全国の152支店が小企業のみなさまに対して経営に役立つアドバイスをタイムリーに行えるよう、幅広い取り組みを行っていきます。



### ▼ 経営相談業務の概要

#### ● 経営に役立つアドバイス等の提供

「小企業の身近な相談相手」として、小企業の企業分析等を通してこれまで培った経験や知識を生かし、経営に役立つアドバイスやヒントを提供しています。

#### ● 融資後のフォローアップの実施

平成18年3月にホームページに開設した「財務診断コーナー」を活用し、主な財務指標の推移や業界平均値との比較を行い、融資後のフォローアップに努めています。

#### ● 経営に関する情報の提供

業界動向や経営指標など小企業のみなさまが必要としている各種の情報を提供しています。

#### ■ 「財務診断コーナー」



#### ポイント

- 1 幅広い業種(全67業種)に対応しています。
- 2 自社の財務指標(14種類)の数値と業界平均値との比較ができます。
- 3 主な財務指標の推移を確認できます。

## ■ ビジネスサポートプラザを新設し、土曜相談を開始

「こくきんビジネスサポートプラザ」を新宿支店(平成19年4月開設)および梅田支店(平成19年8月開設)に設置しました。創業予定の方や公庫を利用されたことがない方などを対象に、公庫の融資制度や創業計画の策定方法等のご相談にきめ細かくおこたえしています。また、平日のご来店が難しい方のため、毎週土曜日に「土曜相談」を実施しています。

### ▼ ご相談いただいた方の声

#### ITサービス業

現在勤務者であり、平日は時間が取れないので、土曜日に相談できる機会があるのはありがたい。創業計画を策定するポイントや創業後に留意する事項も確認でき、本日の相談が起業への後押しとなった。

#### 飲食業

業界での経験や経理面は自信があるが、資金調達に関しては全然わからなかったのが不安であった。今回、時間を十分にかけて、いろいろとアドバイスをしてもらったので、気持ちがずいぶん楽になった。

#### アニメーション製作

勤務経験はあるので事業計画は立てられるが、資金計画が不安であった。公庫のホームページを見て土曜相談を予約した。融資制度だけでなく、資金繰りの考え方や回収サイトに合わせた運転資金の調達の必要性などもアドバイスしてもらい、今後の参考になった。



**経営に必要な情報を提供しています。**

当公庫では、総合研究所等が行う調査・研究の成果の公表、講演会の実施、ホームページ等により、小企業のみなさまが必要とするさまざまな情報を提供しています。

**ホームページ <http://www.kokukin.go.jp/>**

当公庫の融資制度、最近の取り組み、各種調査結果などさまざまな情報を提供しています。平成18年度には、地域における創業・第二創業に関するイベントやセミナーなどの情報を発信するための「こくきん創業支援センター」コーナーを開設するなど情報提供の充実に努めています。



**調査・研究の実施**

調査・研究を行い、プレス発表等を行っています。(プレス発表を行った調査・研究については、ホームページでご覧になれます。)

- 新規開業実態調査
  - 生活衛生関係営業の景気動向等調査
  - 生活衛生関係営業活性化調査
  - 全国小企業動向調査
  - 全国小企業月次動向調査
  - 中小企業経営指標調査
  - 中小企業経営状況調査
- など

**講演会や研修会などへの講師派遣**

経済・金融動向や中小企業の経営問題などをテーマにした講演会や研修会などに講師を派遣しています。

<平成18年度実績>

● 152支店の支店長等が行った講演等の情報提供	2,831回
● 総合研究所の研究員等が行った講演	31回
● 創業支援セミナー等への講師派遣	792回

**出版物・情報誌の発行**

経済、金融、中小企業経営などに関する最新のデータや事例の収集、分析、各種調査を行い、次のような情報を提供しています。

- 「調査月報」(月刊)★ ……経営、業界動向などの解説
  - 「スモールビジネス」(季刊)☆ ……小企業のための経営情報の紹介(ホームページでご覧になれます。)
  - 「生活衛生だより」(季刊)☆ ……生活衛生関係営業に関する調査結果や特徴ある企業事例などを紹介
  - 「創業事例集」(年4回)☆ ……創業期に当公庫をご利用された方を紹介(ホームページでご覧になれます。)
  - 「新規開業白書」(年1回)★ ……新規開業実態調査のまとめ
  - 「ケーススタディ中小企業経営」(年1回)★ ……企業経営の工夫事例を紹介(平成18年度は、「感動を創造する中小企業」)
  - 「小企業の経営指標」(年1回)★ ……小企業の業種別の経営指標を掲載
  - 「中小企業経営状況調査」(年1回)★ ……中小企業の経営実態を財務諸表により長期・時系列的に分析
- ☆…最寄りの各支店で配付しています。 ★…最寄りの各支店でご覧になれます。



## 地域経済への貢献

### 企業再建を支援しています。

当公庫は、お客さまの経営状況に応じた返済条件の緩和や「企業再建・事業承継支援資金(企業再生貸付)」による融資を通じて、経営の立て直しを後押しし、企業の再建に取り組むみなさまを支援しています。

### お客さまの実情に応じた返済条件の緩和(年間約35,000件)を通じて、企業の再建を支援しています。

当公庫のお客さまのなかには、経済情勢の変化、取引先の倒産、災害等によって資金繰りが不安定となる方も少なくありません。当公庫は、こうしたお客さまの実情に配慮して、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額など、返済条件の緩和のご相談に柔軟に対応しています。お客さまの資金繰りの安定や経営の立て直しのために返済条件を緩和することは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命であると考えています。

平成18年度は事業資金で約35,000件の返済条件の緩和を実施しました。なかには、全国の中小企業再生支援協議会等と連携し、実施したケースもあります。

#### ▼ 返済条件の緩和による再建支援事例

##### 温泉旅館4社の一体再生

客足の減少や客単価の下落等により、売上が低迷していた温泉旅館を営む4社は、業況の悪化に歯止めがかからず、単独での経営存続は困難な状況に陥っていた。いずれも設備投資による多額の有利子負債を抱えていたことから、中小企業再生支援協議会の関与のもと、メインバンクである地銀が立てた再生計画は、それぞれの法人の会社分割による別法人化と持株会社による管理。地銀の一部債権放棄と併せ、当公庫は返済条件を緩和することで再生計画を支援した。

今回の支援により4社の従業員の雇用確保、地元業者との取引の維持、低迷していた観光業の活性化という効果をもたらした。



### 「企業再建・事業承継支援資金(企業再生貸付)」を通じて、企業の再建を支援しています。

当公庫では、企業再建・事業承継支援資金を通じて、中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建に取り組むみなさまを支援しています。

#### ▼ 「企業再建・事業承継支援資金」の融資実績

(平成18年度)

	件数	金額
融資実績	31件	412百万円

#### ▼ 企業再建・事業承継支援資金による再建支援事例

##### 経営体質改善による再生

公共工事抑制の影響による受注の減少や原料・資材の値上がりなどから採算が悪化し、債務超過に陥っていた窯業・土石製品製造業者は、中小企業再生支援協議会の関与のもと再建を図ることとなった。負債過多ではあったが、技術力に定評のあった当社は、経営体質の見直しによる再生計画を策定。新たに開発したコンクリート製品の受注強化によって売上を維持するとともに、季節工や外注の活用による閑散期の人件費削減などにより収益力を改善。また、民間金融機関はつなぎ融資と条件変更を実施し、当公庫は企業再建・事業承継支援資金により再生計画を支援した。メインバンクの支援と公庫融資により経営の再建を図った。



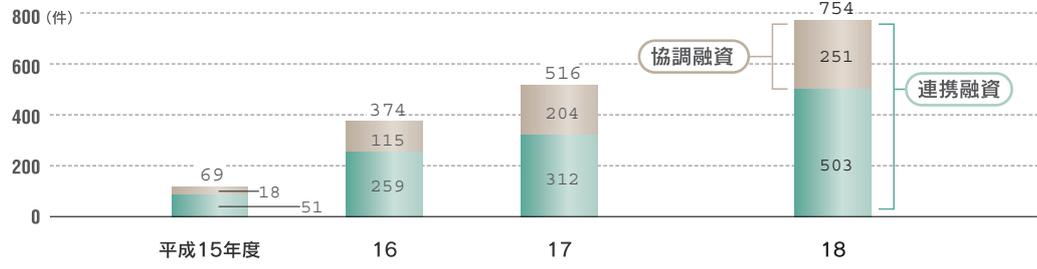
**地域金融機関との連携を通じて、地域経済の活性化に努めています。**

当公庫は、創業支援分野などで、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に取り組む地域金融機関との連携を強化しています。平成19年7月末現在、412の地域金融機関と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。これらの地域金融機関との連携融資を通じて、地域の小企業や創業企業を支援し、地域の活性化に努めています。

▼ 業務連携の覚書を締結した金融機関数 (平成19年7月末現在)

	地銀	第二地銀	信用金庫	信用組合	合計
金融機関数 (全機関数)	24 (64)	28 (45)	227 (287)	133 (168)	412 (564)

▼ 連携融資実績



▼ 地域金融機関との連携融資事例

創業分野における連携融資

A信用金庫は、預金取引がある顧客から調剤薬局の創業資金として融資の相談を受けていたが、当初計画より費用がかさみ、担保不足が生じたことから当公庫に協調融資を相談。創業資金に占める借入金の割合が若干高い計画ではあったが、代表者は調剤薬局での勤務経験も豊富で患者を紹介してもらえる病院をすでに確保していたこと等を評価し、今後の成業が見込まれると判断した。当公庫が無担保で融資を実行したため、予定どおり創業することができ代表者の夢の実現を支援した。



創業分野以外における連携融資

B信用金庫は以前からの融資取引がある割烹料理店から新店舗の開設に関する設備資金の相談を受けたが、投資額が大きく、長期の返済を希望していることから、当公庫へ相談を取り次いだ。当公庫は、業歴も長く多くの固定客を確保しており、地元での知名度も高く業績は安定していることや、新店舗を任せられる人材も育てていること等を評価し、業績の拡大が十分見込まれると判断して融資を実行することで新店舗開設を支援した。



**産学連携のサポートを行っています。**

当公庫は、12大学と産学連携に関する覚書を締結し、産学連携のサポートを行っています。技術面等で問題を抱える小企業のみならず、当公庫が大学に取り次ぎ、大学の研究者が相談に応じています。

▼ 産学連携に関する覚書を締結した大学 (平成19年8月10日現在)

- 室蘭工業大学<sup>(注)</sup>、東北大学、会津大学、群馬大学、名古屋大学、滋賀大学、滋賀県立大学、  
神戸大学、兵庫県立大学、島根大学、広島修道大学、香川大学

(注) 室蘭工業大学との覚書は、大学および(財)室蘭テクノセンターと締結しています。

# 非常時のセーフティネット

特別相談窓口を設置し、迅速に対応しています。

当公庫では、地震、台風、豪雪などによる災害の発生、大型の企業倒産、民間金融機関の経営破たん、原油価格の上昇などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小企業のみなさまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

平成19年8月10日現在、25の特別相談窓口を設置し、セーフティネット機能の発揮に努めています。



## ▼ 現在設置中の主な特別相談窓口

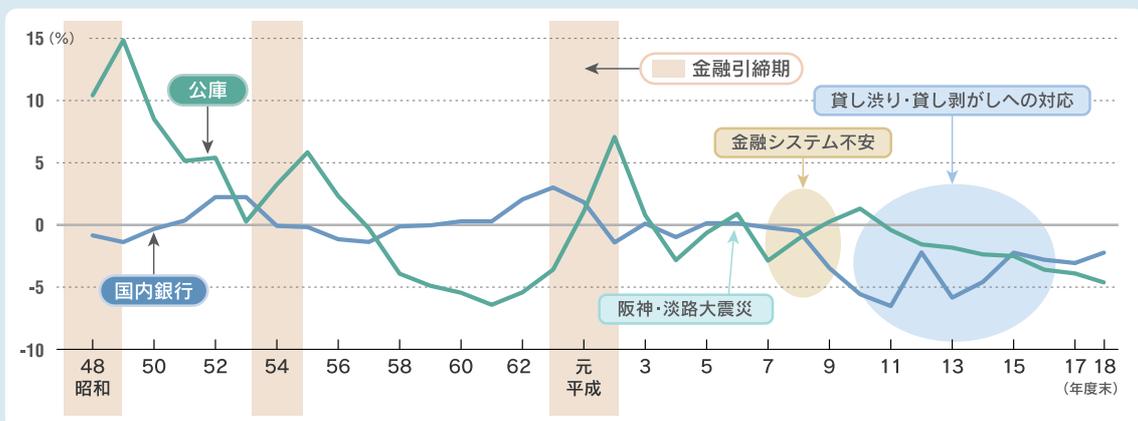
(平成19年8月10日現在)

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	13	・平成19年台風5号災害に関する特別相談窓口 (宮崎県 全2支店)	平成19年 8月
		・平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口 (新潟県、長野県 全8支店)	平成19年 7月
		・平成19年7月梅雨前線の大雨に伴う災害に関する特別相談窓口 (熊本県 全2支店)	平成19年 7月
		・能登半島沖地震災害に関する特別相談窓口 (石川県、富山県 全4支店)	平成19年 3月
		・平成18年台風13号災害に関する特別相談窓口 (宮崎県 全2支店)	平成18年 9月
		・平成18年7月梅雨前線に伴う大雨災害に関する特別相談窓口 (長野県、島根県(松江支店)、宮崎県、鹿児島県 全10支店)	平成18年 7月
		企業倒産等関連	4
金融機関関連	1	・足利銀行関連特別相談窓口 (栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県、福島県 全16支店)	平成15年 11月
その他	7	・原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口(全国) <sup>(注)</sup>	平成19年 8月 <sup>(注)</sup>
		・ノロウイルス風評被害関連特別相談窓口(全国)	平成18年 12月
		・夕張市関連特別相談窓口(北海道 全9支店)	平成18年 12月
		・北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口(全国)	平成18年 10月

(注) 平成17年9月に設置した「原油価格上昇に関する特別相談窓口」から窓口名を変更しました。

## ■ 中小企業向け融資残高(件数)の対前年比の推移

当公庫は、金融引締め期や金融システム不安等の非常時にも安定的に資金を供給し、量的、質的な補完機能を果たしています。



(注)1 国内銀行とは、都銀、地銀、第二地銀、信託銀等の合計です。

2 平成10年度までの公庫の計数は、統合前の国民金融公庫と環境衛生金融公庫の計数の合計です。

(資料)日本銀行ホームページほか

**災害貸付を実施し、被害を受けた小企業のみなさまの復旧を支援しています。**

当公庫は、地震、台風、豪雪などの災害時には、融資限度額や返済期間等が、一般の融資よりも有利な特別の融資である「災害貸付」を迅速に行い、被害を受けた小企業のみなさまの復旧のための資金需要に積極的に対応しています。

阪神・淡路大震災などの大規模災害が発生した場合は、本店や近隣支店から被災地支店へ職員を派遣するなどして、本支店一体となってセーフティネット機能の発揮に努めています。



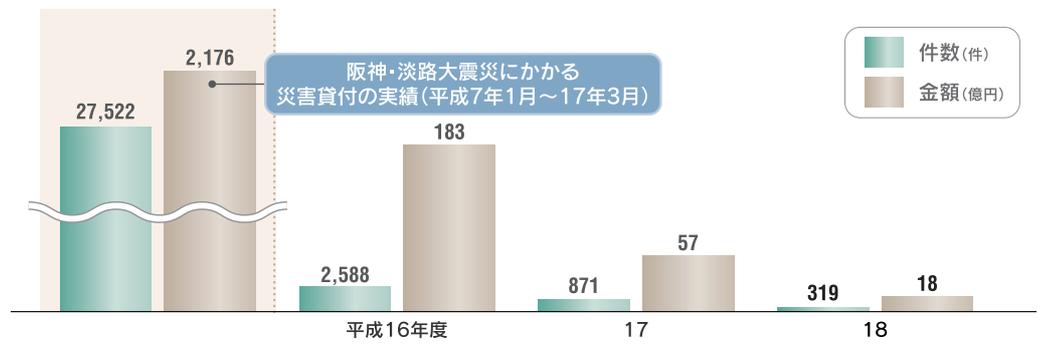
災害貸付のご相談で混雑する支店窓口  
(阪神・淡路大震災)

▼ 「災害貸付」の融資実績 (平成18年度)

	件数	金額
融資実績	319件	1,844百万円
平成18年7月梅雨前線に伴う大雨	234件	1,390百万円
平成18年1月大雪	30件	136百万円

▼ 「災害貸付」の融資実績の推移

特に被害の大きかった阪神・淡路大震災においては、災害発生時から取扱期間終了時まで、27,522件、2,176億円の融資を行いました。



(注) 阪神・淡路大震災にかける災害貸付の実績には、旧環境衛生金融公庫の実績を含みます。

▼ 近年における主な「災害貸付」 (平成19年8月10日現在)

災害名	取扱期間
平成19年台風5号(宮崎)	平成19年 8月～
平成19年新潟県中越沖地震(新潟)	平成19年 7月～
平成19年7月梅雨前線の大雨(熊本)	平成19年 7月～
能登半島沖地震(石川)	平成19年 3月～
平成18年台風13号(宮崎)	平成18年 9月～
平成18年7月梅雨前線に伴う大雨(長野、宮崎、鹿児島)	平成18年 7月～

(注) ( )内は都道府県名です。

# 国民生活をサポート

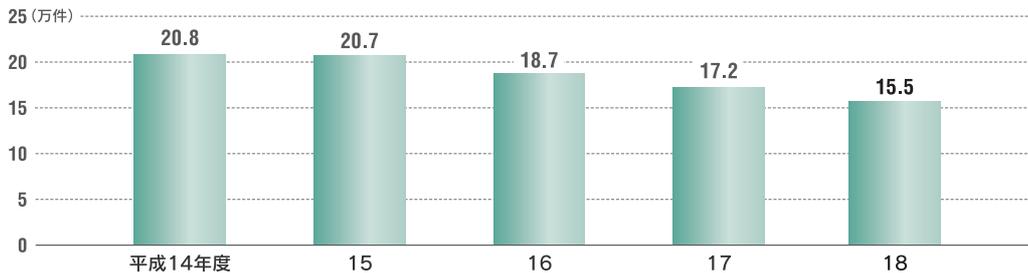
「国の教育ローン」でお子さまの入学資金等を必要とするみなさまを支援しています。

## 「国の教育ローン」は毎年多くの方にご利用いただいています。

当公庫では、教育の機会均等と家庭の経済的負担の軽減を図るため、「国の教育ローン」(教育貸付)を取り扱っています。入学に際して必要となるまとまった資金等をお使いみちとして、平成18年度は15万件を超えるご利用をいただいています(融資限度額200万円)。このなかには、母子家庭のみなさまによる約1万4千件のご利用が含まれています。

「国の教育ローン」は、収入が一定基準(給与所得者は年収990万円、事業所得者は年所得770万円<sup>(注)</sup>)以下の方を対象としていますので、民間金融機関に比べると収入の少ない方の割合が高くなっています。

### ▼ 「国の教育ローン」の融資実績の推移(件数)



(注) 「国の教育ローン」をご利用いただける方の年収の上限を、平成14年4月から次のとおり引き下げました。

- 給与所得者の場合：年 取 1,210万円以内 → 990万円以内
- 事業所得者の場合：年所得 990万円以内 → 770万円以内

## ■ 「教育ローンコールセンター」の営業時間の延長

平成17年度に、全国から市内通話料金でご利用いただける「教育ローンコールセンター」を設置しました。また、平日夜間や休日の相談ニーズが高いことなどを踏まえ、平成19年8月には平日の営業を21時まで延長するとともに、土曜日でもご相談をお受けできるような態勢を整備しました。

### ●営業時間

月～金 9:00～21:00  
土曜日 9:00～17:00  
※祝日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く。

### ●サービス内容

「国の教育ローン」の制度内容や申込み手続きなどに関するお問い合わせに、専門スタッフが親切・丁寧におこたえしています。

### ●全国から市内通話料金でご利用いただけます。



0570-008656

※ナビダイヤルをご利用いただけない場合(公衆電話、IP電話、PHS、CATV電話など)のお問い合わせ先: 03(5321)8656



## ■ 教育貸付の貸付対象の範囲の見直し

今回の政策金融改革において、教育貸付(「国の教育ローン」)については、貸付対象の範囲を縮小して新公庫に承継されることになりました。具体的な縮小の仕方としては、例えば、ご利用いただけるお客さまの収入(所得)の上限金額の引き下げが考えられますが、民間金融機関からも新公庫からも借入できないお客さまが生じることがないように、今後政府において決定され、政令により定められます。(政策金融改革については9～10ページをご覧ください。)

### <参考> 株式会社日本政策金融公庫法案等に対する附帯決議

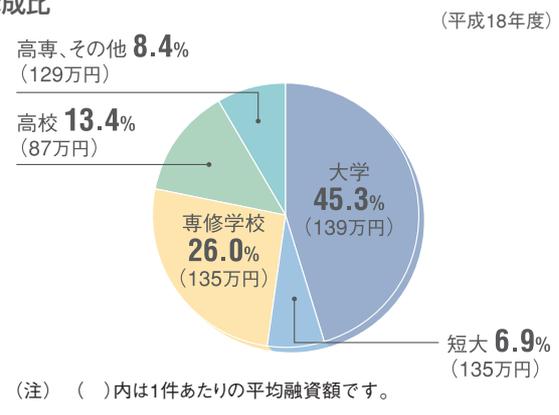
(衆議院) 新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付けの貸付け対象範囲の見直しにあたっては、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生じてしまうことのないよう、十分慎重に検討すること。

(参議院) 新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付けの貸付け対象範囲の見直しにより、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生じることのないようにすること。

**教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。**

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

▼ 進学先別利用者構成比



**高校入学から大学卒業までに必要な教育費は1人あたり約900万円**

子供1人あたりにかかる教育費<sup>(注)</sup>は高校3年間で約300万円となっています。大学へ入学した場合は、入学費用と4年間の在学費用として約600万円が加わり、合計で約900万円となります。特に、入学時は入学金等が必要になるため、一年間に必要な教育費が大きくなり、家計における負担感は大きいといえます。

(注) 「教育費」は、受験費用、学校納付金、授業料、通学費、教材費、学習塾の月謝等の合計です。

▼ 大学卒業までにかかる費用(子供1人あたりにかかる費用の平均額の累計)



(資料) 当公庫「家計における教育費負担の実態調査(18年度)」

**恩給や共済年金などを担保としてご融資しています。**

恩給や共済年金などを担保とする融資は、「国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に基づき、当公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金などに幅広くご利用いただけます。

## 国際交流

小企業金融ノウハウの移転を通じた国際交流に取り組んでいます。

近年、多くの開発途上国では、小企業の育成による貧困削減や雇用創出、裾野産業の振興といった観点から、小企業金融の活発化を推し進めており、この分野のさまざまなノウハウが必要とされています。こうしたなか、当公庫では、日本のODA(政府開発援助)関係機関や国際機関の要請を受け、これまでに蓄積してきた経験やノウハウを開発途上国に伝える国際交流活動に取り組んでいます。



### 海外での活動状況

#### ● ODA事業への職員派遣

財務省やODA関係機関が行う金融分野の技術協力事業に職員を派遣し、セミナーや現場での指導を通じて小企業金融等のノウハウを伝えています。

#### ● 国際会議等への参加

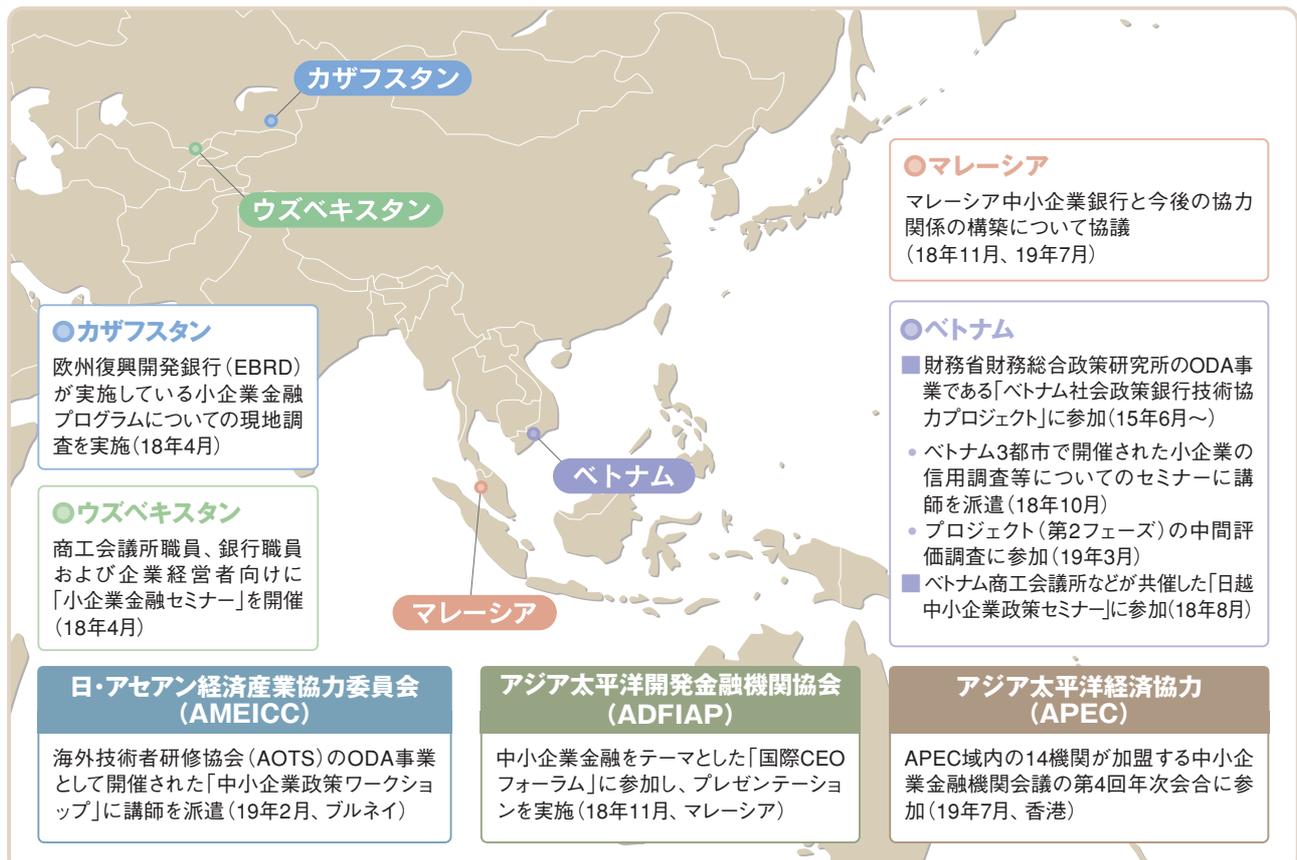
中小企業金融やマイクロファイナンス<sup>(注)</sup>をテーマとした国際会議・シンポジウムに、日本の小企業金融機関の代表として参加しています。

(注)30ページのコラムを参照してください。



「中小企業政策ワークショップ」(ブルネイ)

### ▼ 活動実績(平成18年度以降)



## 国内での活動状況

### ● 海外からの視察団・研修生へのレクチャー

日本の小企業金融を学ぶためにODA事業等によって世界各国から訪れる政府関係者や金融機関職員に対して、当公庫の役割や小企業金融実務についてレクチャーを行っています。

平成18年度の視察団の受け入れや研修への講師派遣は26回に及び、受講者の合計は253名となりました。

### ▼ 主な活動実績(平成18年度以降)

#### 東アジア・東南アジア・南アジア

- 「ベトナム中小企業局長」視察団
- 「中国企業連合会」視察団
- 「スリランカ中小企業銀行向けネットセミナー」
- 「アジア太平洋農村・農業金融協会研修」
- 「ベトナム社会政策銀行日本招へい研修」

#### 中央アジア・コーカサス・欧州

- 「中央アジア・コーカサス夏期セミナー」
- 「青年招へい事業プログラム」
- 「中・東欧中小企業振興セミナー」
- 「マケドニア国別（企業支援）研修」

#### その他の地域、国際研修等

- 「中小企業政策セミナー」  
(アジア・南米・アフリカの10カ国)
- 「アジア太平洋民間協力研修」  
(アジア・オセアニア・中南米の6カ国)
- 「中小企業金融・開発金融スタディツアー・プログラム」  
(アジア・オセアニアの6カ国)

#### アフリカ・中東

- 「南アフリカ共和国通産副大臣」視察団
- 「ザンビア中央銀行総裁」視察団
- 「サウジアラビア女性起業家支援研修」



「スリランカ中小企業銀行向けネットセミナー」



「ベトナム社会政策銀行日本招へい研修」

## ■ 「マイクロファイナンス」分野における取り組み

バングラディッシュのムハマド・ユヌス氏とグラミン銀行のノーベル平和賞受賞を機に、貧困削減を目的とした小口融資である「マイクロファイナンス」への関心が日本でも高まっています。当公庫による「不動産等の担保に頼らない小口融資」は、マイクロファイナンスと共通する点もあり、この分野においても、国内外の関係機関と連携し、情報交換をしています。

平成19年5月には、マイクロファイナンスの普及・支援を行っているプラネットファイナンス(本部：パリ)の日本法人から要請を受け、日本で初めて開催された「マイクロファイナンス・シンポジウム」に参加しました。



「マイクロファイナンス・シンポジウム」で講演をする薄井総裁

# 適正な業務運営の仕組み(ガバナンス)

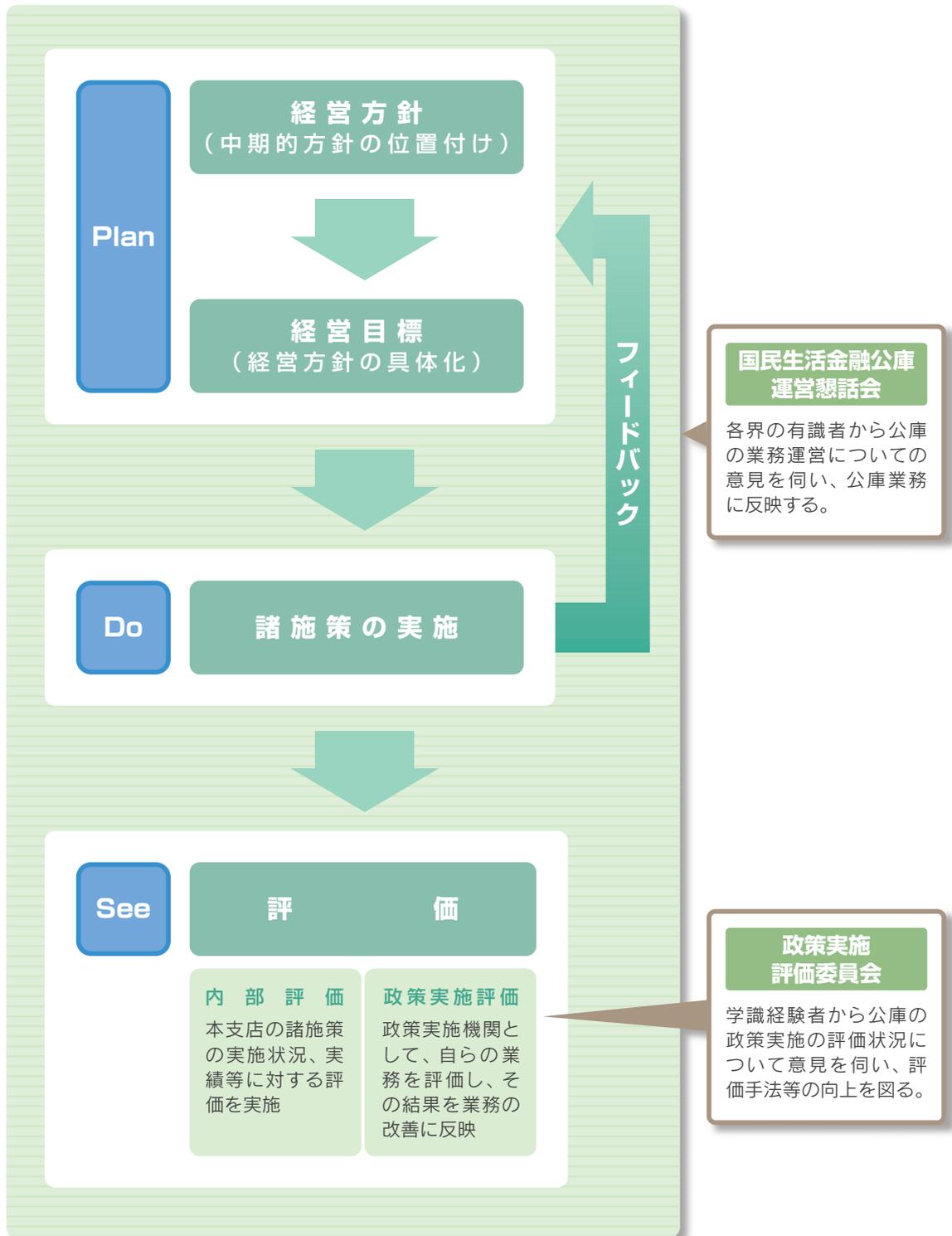
## 業務運営のマネジメントサイクル

### PDSサイクル(「Plan」-「Do」-「See」マネジメントサイクルの構築)

当公庫では、「Plan」-「Do」-「See」のマネジメントサイクルに基づき、事業計画を実施しています。

また、全国各地域の国民生活金融公庫運営懇話会や、政策実施評価委員会などで外部の有識者の方々から意見をいただき、業務改善に反映させるように努めています。

#### ▼ Plan-Do-Seeのマネジメントサイクルの概要



## 政策実施評価報告書

当公庫では、政策を実施する機関として、自らの業務を評価し、その結果を業務の改善に反映させる「政策実施評価制度」を導入し、公表しています。評価にあたっては、「政策実施評価委員会」を開催し、報告書の内容や評価方法などについて、外部の有識者<sup>(注)</sup>からご意見をいただいています。

平成17年度の評価結果については、「平成17年度政策実施評価報告書」として取りまとめました。概要は次のとおりです。

(注) 平成17年度政策実施評価委員

三井 逸友	横浜国立大学大学院教授
三井 清	学習院大学経済学部教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

※五十音順、敬称略

### 「政策実施評価」の目的

#### ●お客さまへのサービス向上

経済金融環境の変化を見極めながら、政策金融機関として効率的で質の高い業務に改善することにより、お客さまへのサービスを向上させます。

#### ●厳格なガバナンスに基づく業務運営体制の構築

業務を企画し(Plan)、それを着実に実施し(Do)、その結果を評価する(See)というPlan-Do-Seeのマネジメントサイクルを確立し、厳格なガバナンスに基づく業務運営体制を築きます。

#### ●国民のみなさまに対する説明責任の徹底

政策実施評価の結果を公表することによって、公庫が行っている業務の役割や社会・経済的な意義、成果について説明に努めます。

### 評価の視点

- 経営方針に沿った業務を行ったか
- 社会的に有効性があるか(例:雇用の創出・維持)
- 効率的に業務を行ったか

#### ▼評価の概要

平成17年度の経営方針・経営目標に沿った業務運営を行ったかという観点から、実績の評価を実施しました。

経営目標の項目	主な評価項目	評価の概要
政策金融機関ならではの機能を発揮します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金需要(推計値)に対する実績の検証</li> <li>・雇用の創出力・維持力への寄与(推計)</li> <li>・創業企業への積極的な支援</li> <li>・返済条件変更の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡実績値は計量的に推計した予測値の範囲内に収まり、小企業の資金需要への確に対応</li> <li>➡創業企業を積極的に支援することにより、年間約10万人の雇用創出に寄与(推計)。セーフティネット貸付により、年間約61万人の雇用維持に寄与(推計)</li> <li>➡創業企業への融資件数は28,032件(対前年度比101.5%)。新創業融資制度の実績は対前年度比118.8%</li> <li>➡返済条件変更柔軟に対応(約4万2千件)</li> </ul>
機動的な業務運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者保証人等を不要とする融資の実績</li> <li>・地域金融機関との連携強化</li> <li>・特別相談窓口の設置状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡融資件数は対前年度比で153%と増加</li> <li>➡地域金融機関との連携実績は516件(対前年度比138.0%)</li> <li>➡18の特別相談窓口を設置(平成18年3月末)</li> </ul>
情報提供をはじめとしたサービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会開催や講師派遣の件数・内容</li> <li>・ホームページによる情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡年間約3,000回の講演を実施</li> <li>➡ホームページの充実により、アクセス件数も対前年度比106.7%で増加</li> </ul>
自己改革推進の基盤を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Plan(計画)-Do(実施)-See(評価)のマネジメントサイクルを強化</li> <li>・職員の能力の向上等を通じたお客さまサービスの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡経営方針の体系を構築</li> <li>➡集合研修を合計38回(対前年度比95.0%)実施し、1,900人(対前年度比101.4%)が受講</li> </ul>
信頼される公庫を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)の削減</li> <li>・経費率の推移</li> <li>・国民生活金融公庫運営懇話会の開催状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡平成15年度以降3年連続ゼロ、平成18年度予算でもゼロ</li> <li>➡長期的にみて着実に減速</li> <li>➡全国9地区において実施</li> </ul>

(注) 「平成17年度政策実施評価報告書」の全文および外部の有識者からのご意見の概要は、ホームページ(<http://www.kokukin.go.jp/>)でご覧いただけます。

## 国民生活金融公庫運営懇話会

各界の有識者の意見を当公庫業務に反映させるとともに、ディスクロージャーを推進することを目的として、「国民生活金融公庫運営懇話会」を全国に設置しています。

平成18年度は全国9地区（東京、札幌、仙台、さいたま、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）において実施しました。

### ▼ 国民生活金融公庫運営懇話会の概要

目的	各界の有識者から当公庫の業務運営について意見を聴き、当該意見を当公庫業務に反映させるとともに、ディスクロージャーを推進する。	
組織	構成人数	15人以内の委員
	委員の構成等	当公庫の業務に関連する専門的知識・経験を有する方のうちから、総裁が委嘱する。

### ▼ 開催実績（平成19年7月末現在）

東京、東海・北陸地区、近畿地区は各7回。九州地区は6回。東北地区は5回。北海道地区は4回。北関東・信越地区、中国地区、四国地区は各3回。

### ▼ 委員名簿（平成19年8月21日現在）

#### 「国民生活金融公庫運営懇話会」（東京）

荒田 雅子	全国高等学校長協会事務局長
池田 隼啓	日本税理士会連合会会長
池田 守男	経済同友会会員
清家 孝	全国商工会連合会会長
高原 慶一郎	日本経済団体連合会起業創造委員会共同委員長
田中 清三	全国生活衛生同業組合中央会理事
田村 真理子	日本ベンチャー学会事務局長
永瀬 昭幸	(株)ナガセ代表取締役社長
藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
藪下 史郎	早稲田大学政治経済学部教授
山口 信夫	日本商工会議所会頭
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

#### 「国民生活金融公庫北海道地区運営懇話会」（札幌）

有岡 惇二	北海道商工会連合会会長
飯田 英年	英和工業(株)代表取締役
工藤 繁毅	北海道生活衛生同業組合連合会会長
先本 建夫	北海道税理士会会長
髙村 彰禧	北海道ワイン(株)代表取締役社長
高向 巖	札幌商工会議所会頭
富永 裕美	(株)東寿し代表取締役
濱田 康行	北海道大学経済学部教授
横山 清	北海道経済連合会副会長

#### 「国民生活金融公庫東北地区運営懇話会」（仙台）

浅見 紀夫	(株)一ノ蔵代表取締役名誉会長
天野 忠正	宮城県商工会連合会会長
上村 孝	宮城県生活衛生同業組合連合協議会会長
大高 善兵衛	(株)ヨークベニマル相談役
長田 洋子	(株)北燈社代表取締役
萱場 道夫	仙台市経済局長
熊谷 真人	東北税理士会会長
藤本 雅彦	東北大学大学院経済学研究科准教授
丸森 伸吾	仙台商工会議所会頭

#### 「国民生活金融公庫北関東・信越地区運営懇話会」（さいたま）

浅沼 公子	(株)浅沼経営センター代表取締役社長
大久保義海	埼玉県商工会連合会会長
小川 博	埼玉県生活衛生同業組合連合会会長
鎌田 彰仁	茨城大学人文学部教授
川本 宜彦	さいたま商工会議所会頭
北山 雅史	(株)栄光代表取締役社長
清水 武信	関東信越税理士会会長
白井 僣夫	白龍酒造(株)代表取締役社長

「国民生活金融公庫東海・北陸地区運営懇話会」（名古屋）

飯田 俊司	中部経済連合会副会長
加藤 千磨	名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
神谷 ますみ	やちや酒造(株)代表取締役会長
久野 肇一	名古屋税理士会会長
権田 淳男	愛知県商工会連合会会長
澤田 榮治	(株)マルエイ取締役会長
高澤 規子	(株)北陸プレート製作所代表取締役会長
富吉 賢一	愛知県産業労働部長
中島 秀雄	(株)中島商店代表取締役社長
濱田 康喜	愛知県生活衛生同業組合連合会会長
平井 照二	(株)ひら井代表取締役会長
山田 基成	名古屋大学大学院経済学研究科准教授

「国民生活金融公庫近畿地区運営懇話会」（大阪）

東 富子	東大阪女性経営研究会会長
井元 弘	大阪府生活衛生同業組合協議会会長
貝原 富美子	貝原税務会計事務所所長
楠 壽晴	京都大学公共政策大学院教授
小嶋 淳司	関西経済同友会代表幹事
佐和 良作	大阪商業大学経済学部教授
辻野 常彦	大阪府商工会連合会会長
西村 貞一	大阪商工会議所副会頭
浜田 きよ子	高齢生活研究所所長
宮口 定雄	近畿税理士会副会長

「国民生活金融公庫中国地区運営懇話会」（広島）

加島 英俊	広島県商工会連合会会長
川名 和美	広島修道大学商学部准教授
国富 檀雄	中国税理士会会長
佐々木 克己	広島県生活衛生同業組合連合会会長
高橋 正光	萬国製針(株)代表取締役社長
民秋 史也	(株)モルテン代表取締役社長
日野 佳恵子	(株)ハー・ストーリィ代表取締役
細田 信行	広島商工会議所副会頭
光本 和臣	広島県商工労働部長
山本 一隆	広島経済同友会代表幹事

「国民生活金融公庫四国地区運営懇話会」（高松）

井原 理代	香川大学大学院地域マネジメント研究科長
植田 貴世子	(株)クラッシュ代表取締役社長
加地 尚	四国税理士会会長
榊 久雪	(財)香川県生活衛生営業指導センター理事長
都村 忠弘	香川県商工会連合会会長
水野 博之	高知工科大学名誉教授
森 真佐男	香川経済同友会専務常任幹事
森田 紘一	高松商工会議所副会頭

「国民生活金融公庫九州地区運営懇話会」（福岡）

井上 格	福岡県生活衛生同業組合連絡協議会会長
井山 要一	九州北部税理士会会長
檀本 一彦	福岡経済同友会副代表幹事
川原 健	福岡商工会議所副会頭
川村 雄介	長崎大学経済学部大学院経済学研究科教授
城戸 津紀雄	福岡県商工会連合会会長
高城 寿雄	(株)タカギ代表取締役
田中 浩二	九州経済連合会副会長
中村 量一	学校法人 中村学園理事長
原田 則子	(株)ウィズ・エフシーシー代表取締役
松下 美紀	(株)松下美紀照明設計事務所代表取締役



国民生活金融公庫北関東・信越地区運営懇話会(平成19年8月3日)

(注)1 五十音順、敬称略

2 最新の名簿は、ホームページ(<http://www.kokukin.go.jp/>)でご覧いただけます。

# 内部管理体制

## コンプライアンスの体制・取り組み

当公庫では、政府系金融機関としての公共的使命と社会的責任を踏まえ、コンプライアンス(法令等遵守)を重要な課題ととらえ、経営方針・行動指針に明示しています。具体的には、適正かつ健全な業務運営の徹底を図り、企業倫理を確立するために、次のような取り組みを行っています。

### コンプライアンス委員会

総裁を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する総合的な取り組みの検討、審議等を行っています。

### コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する統括部を総務部として、コンプライアンスに関する事項の総合調整等を行っています。

### コンプライアンス統括責任者

当公庫におけるコンプライアンスを統括する機関として、コンプライアンス統括責任者を設置し、コンプライアンスに関する行動計画およびそのフォローアップなどを行っています。

### コンプライアンス統括者

本店各部およびすべての支店にコンプライアンス統括者を設置し、職員指導および取り組みの統括を行っています。

### コンプライアンスの定着化・意識の醸成

法令等の遵守に関する規程、業務遂行にあたり留意すべき事項等を掲載した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役職員に配付するほか、役職員各自による定期的な自己点検を推進し、また、各研修でコンプライアンスの講座を設けるなど、コンプライアンスの定着化、意識の醸成に努めています。

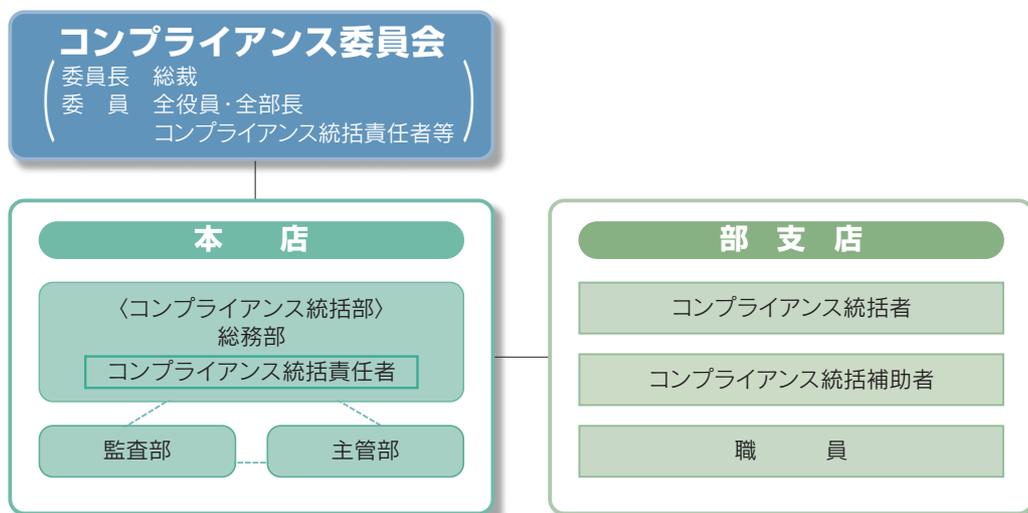
### コンプライアンスヘルプライン

コンプライアンスに関する問題を早期に発見して解決するために、コンプライアンス統括部に直接報告できるコンプライアンスヘルプラインを設置しています。

### 監査部による検査

監査部が、本店各部およびすべての支店を対象に実地検査を行い、法令等を遵守した適切な事務処理態勢の状況を確認しています。

#### ▼ コンプライアンス体制



## リスク管理の体制

当公庫では、経営の健全性を維持して国民のみなさまからのご理解と信頼が得られるように、リスク管理に関する基本方針を定め、業務上発生しうるさまざまなリスクを適切に管理する体制を整備しています。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、事務リスク、システムリスク等のカテゴリーに区分し、個別のリスクを主管する部署を定めて管理するとともに、定期的（四半期毎）に統合リスク管理委員会を開催するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めています。

### 統合リスク管理委員会

総裁を委員長とした統合リスク管理委員会を設置し、当公庫全体のリスク管理についての検討、審議等を行っています。

### 統合リスク管理室

本店に統合リスク管理室を設置し、本店各部におけるリスク管理が有効に機能しているかどうかを検証するとともに、不備がある場合には適切な措置を講じるように求めます。また、統合リスク管理手法の導入に向けた調査・研究なども行っています。

### 個別のリスク管理

個別のリスクに関して、各主管部は、管理方針を定め、適切に管理を行っています。

### リスク管理態勢の検証

監査部は、リスク管理態勢の適切性・有効性を確保するため、本店・支店の実地検査等を通じて、本店各部および支店のリスク管理態勢の検証を行っています。

#### ▼ リスク管理体制



## 個別リスクの管理の概要

当公庫は、個別のリスクに対して次のとおり管理を適切に行っています。

### 信用リスク

#### ①個別与信管理

当公庫では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性および維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めています。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めています。

#### ②自己査定

当公庫では、業務の健全性、財務内容の透明性を確保するために、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しています。

#### ③統計手法による管理

膨大な数の信用供与先を有する当公庫では、個別与信管理だけでなく、統計的な手法で信用リスクを管理できるよう、信用データの蓄積、モデルの開発に取り組んでいます。

### 市場関連リスク

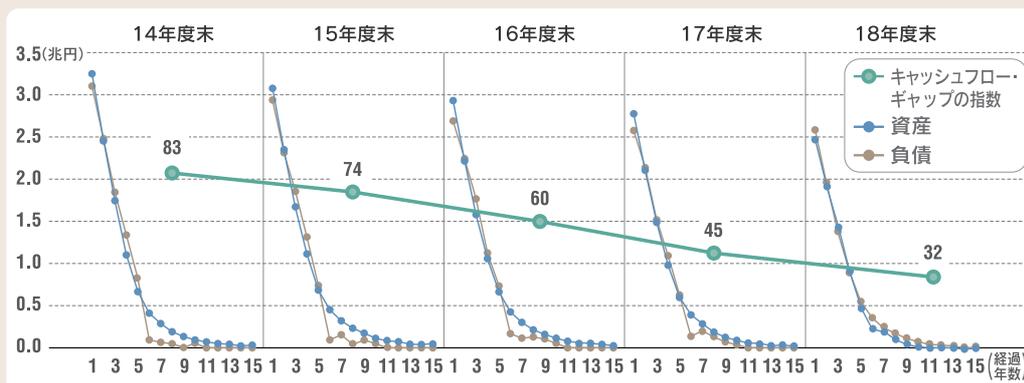
当公庫では、市場関連リスクの把握に努め、リスクの特性に応じて、以下のとおり適切に管理することとしています。

なお、当公庫では、現状、外貨建ての資産および負債はありませんので、為替リスクは存在していません。

#### ①金利リスク

現状、当公庫では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、債券発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図っています。

なお、直近5年間ににおけるマチュリティ・ラダーとキャッシュフロー・ギャップの指数(13年度末における資産と負債のキャッシュフロー・ギャップ量を100としたもの)の推移は次のとおりです。



(注)1 資産側の将来キャッシュフローは、各年度末の約定キャッシュフロー見込みに繰上償還等の一定の前提を置いて算出しています。なお、今後新たに発生する可能性のある延滞や条件変更は織り込まれていません。

2 資産側の将来キャッシュフローのうち、経過年数が15年を超えるものはグラフから除いています。(なお、指数計算上は含まれています。)

#### ②余裕金の運用

現状、当公庫では、日々の資金繰りの結果余裕金が生じる場合がありますが、その運用はごく短期的なものに限定されています。また、余裕金の運用方法は、国債、地方債、政府保証債などの金融商品を現先取引により行うなど、安全かつ効率的な余裕金の運用を実現するため、適切なリスク管理に努めています。

### 流動性リスク

当公庫では、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債および財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しています。

また、資金繰り状況を把握し、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

### 事務リスク

当公庫では、正確かつ迅速な事務処理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、事務リスクの管理を各事務の担当部署において適切に行っています。

また、事務処理に内在するリスクを把握し、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務手続におけるチェックの徹底、教育・研修の実施などを通じ、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

### システムリスク

当公庫では、信頼性の高い情報システムの維持管理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、システムリスクの管理を、担当部署において適切に行っています。

また、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害、顧客情報の漏えい等の未然防止および情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

さらに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置しました。

### 法務リスク

当公庫では、法令等を遵守した経営が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを認識し、法務リスクの管理を各事務の担当部署において適切に行っています。

また、当公庫が行っている、または新たに行う業務に内在する法的なリスクを把握し、法令等に反する行為、不適切な内容の契約の締結等による当公庫の社会的・経済的損失の発生防止に努め、法務リスクの極小化を図っています。

### レピュテーションリスク（風評リスク）

当公庫では、当公庫の業務等に関連する風評が政策金融機関としての信用や事業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあることを認識し、レピュテーションリスクを適切に管理しています。

また、当公庫の業務等に内在するレピュテーションリスクの要因となる事象の正確な把握に努め、リスク発生の未然防止およびリスクの極小化を図っています。

---

## 個人情報の保護

当公庫は、お客さまの事業等に関する大切な情報を取り扱う政策金融機関として、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等に基づき、規定等を整備し、業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、お客さまの個人情報の保護に努めています。

なお、当公庫においては、法人のお客さまの情報についても個人情報に準じて適正に取り扱い、保護しています。

## 個人情報の収集

当公庫は、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により収集する際は、あらかじめ当公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。また、ご融資のお取引にあたっては、お客さまにその利用目的について十分ご理解いただけるように、お借り入れの申込時やご融資の契約時等に、お客さまから同意をいただいたうえで個人情報を収集しています。

## 個人情報の利用

当公庫は、お客さまとのお取引を円滑に進め、よりよい融資制度・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する必要な情報を収集させていただいております。当公庫における個人情報の利用目的は、お客さまご本人かどうかの確認、ご融資の判断、ご融資後の管理、融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等、アンケートの実施等による調査・研究など公庫の業務遂行の範囲とします。

## 個人情報の第三者提供

当公庫は、お客さまから収集させていただいた個人情報は、お客さまの事前の同意を得ている場合や法令に基づく場合等、一定の場合を除いて、第三者に提供しません。

なお、当公庫の業務を遂行する範囲において、お客さまの個人情報を委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取り扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

## 個人情報の管理

当公庫は、お客さまの個人情報を業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置および安全対策を講じます。

また、お客さまの個人情報の保護と適正な取り扱いに関する職員教育を継続して実施いたします。

## 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、当公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取り扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの取扱支店にご相談ください。

## 継続的な改善

当公庫は、お客さまの情報の取り扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

## プライバシーステートメント

当公庫は、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針等を「プライバシーステートメント」として制定し、公庫のホームページ(<http://www.kokukin.go.jp/>)に掲載するとともに、152支店の店頭で配布しています。

## 情報公開

### ディスクロージャーの積極的な実施

当公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況について次のとおり開示しています。  
 なお、開示資料は、ホームページ( <http://www.kokukin.go.jp/> )でもご覧いただけます。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
<b>財務諸表</b> (損益計算書、貸借対照表および財産目録)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報にて公告</li> <li>・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示</li> <li>・業務報告書に記載して、各店舗に常備</li> </ul>	7月
<b>附属明細書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書に記載して、各店舗に常備</li> </ul>	7月
<b>業務報告書</b> (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出</li> <li>・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示</li> <li>・各店舗に常備</li> <li>・国会図書館、地方公共団体、経済団体、ご希望の方等に配付</li> </ul>	7月
<b>監事の意見書</b> (財務諸表にかかるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示</li> <li>・業務報告書に記載して、各店舗に常備</li> </ul>	7月
<b>決算報告書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示</li> <li>・業務報告書に記載して、各店舗に常備</li> </ul>	7月
<b>監事の意見書</b> (決算報告書にかかるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示</li> <li>・業務報告書に記載して、各店舗に常備</li> </ul>	7月
<b>行政コスト計算財務書類</b> (行政コスト計算書、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗に常備</li> <li>・ご希望の方等に配付</li> </ul>	7月
<b>国民生活金融公庫レポート</b> (本誌)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示</li> <li>・各店舗に常備</li> <li>・ご希望の方等に配付</li> </ul>	8月
<b>監事監査結果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗に常備</li> <li>・インターネット上に公表</li> </ul>	8月

### 開示請求の受付

当公庫では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」等に基づいて、本店および152支店に設置している情報公開・個人情報保護窓口で当公庫の保有する法人文書の開示請求を受け付けています。

# サービス向上等への取り組み

## サービス向上と効率化等への取り組み

当公庫では、経営方針・経営目標に従って、お客さまサービスの向上を図るとともに、経営の効率性・健全性・透明性を一層高めるため、事務の集中化、収支差補給金ゼロ経営の継続、積極的な情報開示など、不断の自己改革に取り組んでいます。



### ■ お客さまの声をサービス向上に役立てるため、接客、サービス等に関するアンケート調査を実施

調査期間	平成18年7月3日から12月29日まで
調査対象	事業資金を利用したお客さま
調査方法	契約関係書類郵送時にアンケートはがきを同封。無記名回答。
回答数	9,805件(推定回収率16.7%)



## 環境に配慮した事業活動への取り組み

当公庫では、紙の使用量や電力量などの削減といった省資源・省エネルギーに取り組み、環境負荷の軽減に努めています。また、公害防止設備やリサイクル関連設備等を導入されるお客さまへの環境・エネルギー対策資金等のご融資を通じて、環境に配慮した小企業のみなさまの事業活動を支援しています。

### 省資源・省エネルギーへの取り組み

#### ●グリーン購入の推進

当公庫では、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、毎年度調達目標を定め、特定調達物品の購入を本店および全国152支店において積極的に推進しています。平成18年度は、調達品目123品目のうち、目標達成率80%以上の品目が116品目（目標達成率100%は55品目）になりました。

#### ●各種帳票の電子化

業務の効率化や帳票の紛失等のリスク軽減のために、日常業務で使用する帳票を電子化した結果、紙の使用量を大幅に削減することができました。平成18年度に各種帳票の必要性の見直しや電子化をさらに推進したことにより、平成19年度からは平成18年度に比べA4用紙換算で約190万枚の削減を見込んでいます。

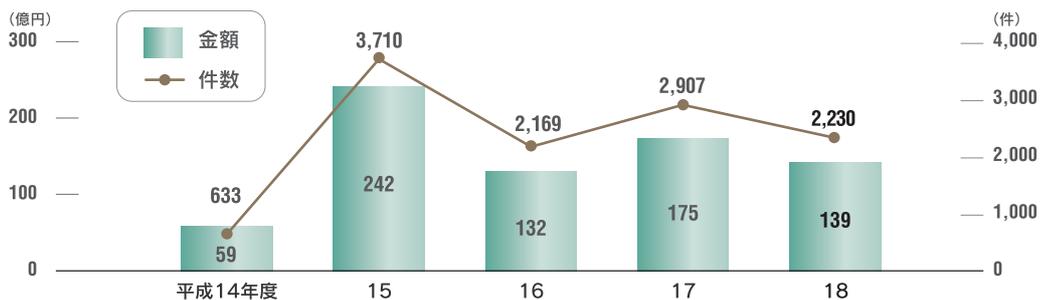
#### ●クールビズへの取り組み

本店および全国の支店において、平成17年度以降、6月から9月までの期間は室内の冷房温度を28℃に設定する取り組みを実施し、職員には「ノーネクタイ、ノー上着勤務」を奨励しています。

### 環境対策への融資の取り組み

環境・エネルギー対策貸付および環境対策関連貸付などのご融資を通じて、公害防止設備、リサイクル関連設備、省エネルギー設備等の環境保全・改善に資する設備の導入を支援しています。

#### ▼ 環境・エネルギー対策貸付および環境対策関連貸付の融資実績の推移



### ■ 仕事と育児の両立のための取り組みを推進

当公庫は平成19年5月15日、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、東京労働局長から「仕事と育児の両立支援に積極的に取り組んでいる企業」と認定され、次世代認定マーク（愛称「くるみん」）を取得いたしました。



次世代認定マーク

# 財務の状況

## 収支状況

当公庫の平成18年度の財務諸表(法定財務諸表)<sup>(注)</sup>においては、貸付金残高の減少により貸付金利息収入が減少しましたが、事務費等をまかなえる必要な利ざやを確保し、実質的な当期利益を示す実質損益は50億円の黒字を計上しました。また、388億円の貸付金償却を実施し、一層の財務の健全化を図りました。赤字を補てんするための収支差補給金は、平成15年度以降受け入れていません。

(注) 当公庫の財務諸表は「国民生活金融公庫法」、「公庫の予算及び決算に関する法律」、「特殊法人等会計処理基準」等に基づいて作成され、財務大臣の承認を受けています。

(単位:億円、%)

年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
経常収益	2,869	2,445	2,217	2,013	1,979
うち貸付金利息	2,285	2,025	1,841	1,676	1,623
うち一般会計より受入 (収支差補給金を除く)	55	51	52	55	52
経常費用	2,876	2,442	2,216	2,010	1,980
うち借入金利息・債券利息	1,243	855	649	499	509
うち事務費・業務委託費	750	747	733	713	708
うち貸付金償却	488	488	530	474	388
実質損益	▲161	▲45	▲43	21	50
収支差補給金	220	0	0	0	0
貸倒引当金戻入	300	359	314	271	293
貸倒引当金繰入	359	314	271	293	343
当期利益金	0	0	0	0	0
貸付金残高	103,396	100,694	95,775	89,847	83,435
借入金・債券残高	100,397	97,678	92,523	86,630	80,240
資本金	3,479	3,479	3,681	3,694	3,694
自己資本比率	3.74	3.79	4.15	4.46	5.97
資金運用利ざや	0.95	1.12	1.19	1.25	1.27
事務経費率	0.73	0.75	0.76	0.78	0.83

(注)1 「借入金利息・債券利息」には、債券発行差金償却を含みます。

2 「実質損益」は、収支差補給金受入および貸倒引当金戻入・繰入前の実質的な当期利益を示しています。

## 収支差補給金の受入状況

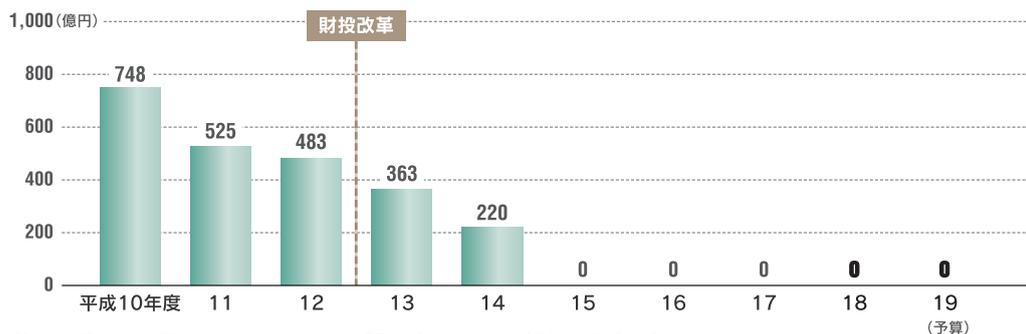
### 国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)ゼロ経営を継続

当公庫は、財政投融资改革(平成13年4月から実施)による資金調達コストの低下<sup>(注)</sup>というメリットを最大限に生かしつつ、業務改善に取り組んだ結果、平成15年度以降4年連続で赤字を補てんするための収支差補給金をゼロとしています。

また、平成19年度予算においても、収支差補給金をゼロとし、国民負担に頼らない経営を継続してまいります。

(注) 財政投融资改革により、財投借入の金利体系が抜本的に見直され、10年もの新発国債を基準とした金利体系から借入期間に応じた金利体系に変更されました。このため、資金調達の多くを5年の財投借入でまかなっている当公庫の借入金利は、平成13年度以降従来に比べ大幅に低下しています。

#### ▼ 国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)の推移



(注) 当公庫は、平成14年度までの20年間連続して収支差補給金を受け入れていました。

## 【参考】当公庫を民間企業と仮定して試算した場合の財務状況

当公庫は、作成を義務付けられている法定財務諸表(43ページ参照)に加えて、説明責任の充実と透明性の向上の観点から、企業会計原則に準拠して試算した民間企業仮定の財務諸表を公表しています。当公庫は、法定財務諸表では資産超過ですが、初めて民間企業仮定の財務諸表を作成した平成12年度(自己資本▲1,801億円)以来債務超過となっています(平成18年度自己資本▲1,109億円)。

これは、法定財務諸表の会計基準では、民間企業とは異なる法令、国の予算・会計制度のもとで政策金融を実施している当公庫の特性が考慮されているのに対し、民間企業向けの会計基準では、企業が株主等のための営利追求を目的としていることから、事業継続に必要な財務上の手当て(引当金等の充実、資本の蓄積)が求められているという会計制度上の差異によるものです。

なお、当公庫の業務は全国の数多くの小企業のみなさま向けの小口融資であることから、信用リスクが分散されています。また、いわゆる「財投改革」(平成13年度)以降、適正な利ざやの確保に努めており、平成15年度以降収支差補給金を受け入れることなく収支は相償しています(43ページ参照)。これらの状況からみて、当公庫の財務内容に懸念はないものと考えています。

### 民間企業仮定の貸借対照表において債務超過となる主な要因

#### ①民間の会計基準では、貸倒引当金や退職給付引当金の計上額が大きい

法定財務諸表の会計基準は、不急の財政支出を最小限とする観点から、引当金の計上額は制限されています。一方、民間の会計基準では、将来の損失に備えて貸倒引当金や退職給付引当金を計上する必要があります。

#### ②民間企業とは異なり、資本を蓄積する仕組みがない

当公庫は、法令、国の予算・会計制度のもとで運営されている政府系金融機関であり、現行制度上、資本金は国からの出資金のみで構成されているほか、民間企業のように将来の損失等に備えて資本を蓄積できる仕組みも用意されていないので、利益が出れば国庫に納付しなければなりません。(なお、損失が出れば国が補てんします。)

(資料編18ページ参照)

## 《貸借対照表》

平成19年3月31日現在

### ▼ 法定貸借対照表

(単位:億円)

科目	金額	科目	金額
貸付金	83,435	借入金	64,540
その他	1,100	債券	15,700
貸倒引当金	▲343	その他	256
		(負債合計)	80,496
		資本金	3,694
		(資本合計)	3,694
資産合計	84,191	負債・資本合計	84,191

### ▼ 民間企業仮定貸借対照表

(単位:億円)

科目	金額	科目	金額
貸付金	83,435	借入金	64,540
その他	969	財政融資資金借入金	61,257
貸倒引当金	▲4,086	一般会計借入金	3,283
		債券	15,691
		その他	152
		退職給付引当金	1,042
		(負債の部合計)	81,427
資産の部合計	80,318	資本金	3,694
		利益剰余金	▲4,804
		(純資産の部合計)	▲1,109
		負債及び純資産の部合計	80,318

## ■ 基準利率体系の見直し

当公庫の一般的な貸付金利である基準利率は、平成17年度までは長期プライムレートに準拠していましたが、長期プライムレートは指標性が低下している等の指摘があるため、平成18年度からは当公庫の主な調達金利である財政融資資金の借入利率に一定の利率を上乗せして基準利率を設定する仕組みとしています。

## 【参考】株式会社日本政策金融公庫の財務面の特徴

株式会社日本政策金融公庫は、特別の法律に基づく株式会社(特殊会社)の形態をとります。これは、民間の株式会社のように「利益を追求する」ためではなく、株式会社の仕組みを活用することにより健全で透明性が高く効率的な事業運営を行うためです。新公庫の株式の常時全額政府保有のほか、予算の国会議決、決算の国会提出などが法定されており、国の関与のもと公共性の高い政策金融を担うという組織の性格は統合後も変わりません。(9～10ページ参照)

また、特殊会社である新公庫が、負託された政策金融機能を確実に発揮し、併せて健全で透明性が高く効率的な経営を実現できるよう、次のような財務面の仕組みが法定されています。

### ① 企業会計原則に基づく財務諸表の作成と会計監査人による監査

株式会社である新公庫には、基本的には会社法が適用されます。したがって、財務諸表は企業会計原則に準拠して作成されますし、会計監査人による監査の対象となります。

### ② 新公庫の承継財産についての厳格な評価

新公庫が4機関から承継する資産および負債(承継財産)の価額は、原則として評価委員が新公庫の成立日現在の時価を基準として行う厳格な評価手続(デューデリジェンス)を踏まえたものとなります。

### ③ 業務ごとの勘定の設定による業務の適切な実施と透明性の確保

新公庫では、業務の適切な実施と透明性の確保を図る観点から、業務ごとに勘定を設け、区分経理して管理します。当公庫が現在担っている業務は、他の機関の業務と区分された単一の勘定で管理されます。

### ④ 「経営改善資金特別準備金」の設置

「経営改善貸付」の安定的な運営を確保するため、新公庫への移行に際して「経営改善資金特別準備金」が設置されます。この準備金は、当該貸付の円滑な運営に資する財源として措置されている無利子で返済期限の定めのない「一般会計借入金」の一部を活用して貸借対照表の「純資産の部」に設置されるものです。<sup>(注)</sup>

(注) 設置される特別準備金の具体的な金額等は政令で定められます。

#### ■ 「経営改善資金特別準備金」の設置の意義

- 経営改善貸付業務の安定的運営が確保されます。
- 新公庫における国民生活金融公庫業務に係る勘定の財務基盤もより安定したものとなるとともに、当該勘定は資産超過となる見込みです。

## ■ 新公庫における具体的な勘定区分

新公庫では、政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施にかかる責任の明確化の観点から、業務ごとに勘定を設け、区分経理して管理します。現在の当公庫の業務は、一つの勘定で管理されます。

#### ▼ 日本政策金融公庫の勘定区分

**国民一般向け業務**  
(現在の国民生活金融公庫の業務)

農林水産業者向け業務

中小企業向け融資・証券化支援業務(保証)

中小企業向け証券化支援業務(買取・CDS)

信用保険等業務

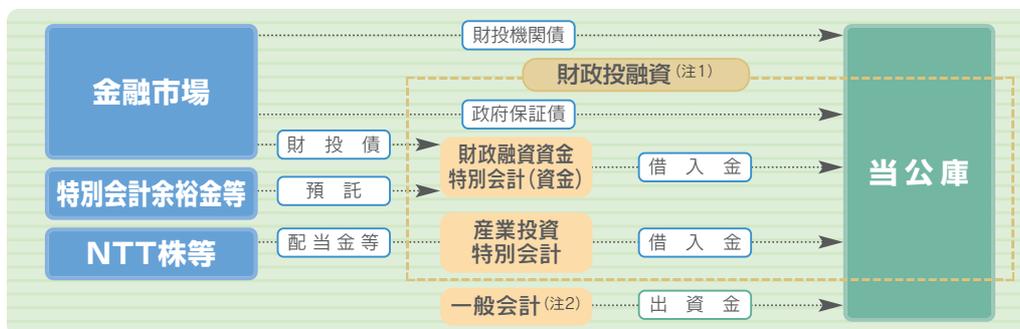
国際協力銀行業務

危機対応円滑化業務

### 【参考】資金調達の仕組み

当公庫の融資の原資は、融資回収金等の自己資金のほか、財政融資資金借入、債券発行(政府保証債、財投機関債)などで調達しています。

#### ▼ 当公庫の資金調達の仕組み



- (注1) 財政投融資は政府が主に財投債によって市場から資金調達し、国の施策を行う機関に対して資金供給を行うものです。その規模は、平成19年度計画では14兆1,622億円で、そのうち当公庫は2兆339億円となっています。
- (注2) 政府は、必要があると認めるときは、一般会計予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。

#### ▼ 資金調達 (平成19年度計画)

債券発行による資金調達

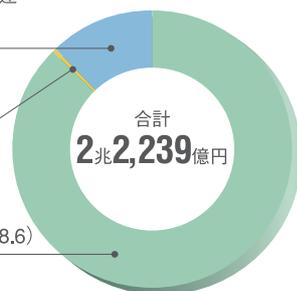
2,700億円 (84.4)

産業投資借入金

95億円 (-)

財政融資資金借入金

1兆9,444億円 (88.6)



(注) ( )内は前年度当初計画比(%)です。

政府保証債	800億円 (100.0)
7年債	400億円 (100.0)
10年債	400億円 (100.0)
財投機関債	1,900億円 (79.2)

#### 【参考】

#### 当公庫の格付け取得状況

財投機関債の格付け (平成19年7月現在)

格付投資情報センター(R&I)	AAA
日本格付研究所(JCR)	AAA

## 不良債権の状況

当公庫の不良債権残高(金融再生法開示債権ベース)は、平成18年度末には8,170億円(開示債権合計残高に対する比率は9.8%)となっています。このうち貸出条件緩和債権を含む要管理債権は2,864億円(同比率は3.4%)と全体の35%を占めており、当公庫と同様に中小企業を中心に融資を行っている地域銀行や協同組織金融機関に比べて大きくなっています。これは次のような業務特性を反映したものです。

当公庫のお客さまのなかには、経済情勢の悪化、取引先の倒産、自然災害等の影響により約定どおりの返済が難しくなる方も少なくありません。このような場合に、お客さまの実情や将来の見通しを考慮したうえで返済条件を緩和しています。当公庫といたしましては、こうした柔軟な対応により、経営の立て直しや企業再生を後押ししていくことは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命と考えています。

#### ▼ 不良債権の状況(平成18年度末)

(単位:億円、%)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計		要管理債権		合計
	金額	構成比	金額	構成比	
当公庫	5,305	64.9	2,864	35.1	8,170
地域銀行	57,600	73.6	20,690	26.4	78,300
協同組織金融機関	46,490	80.8	11,060	19.2	57,550

(注)1 民間金融機関の金額データは、億円単位が四捨五入されたものです。

2 地域銀行の計数は、地銀および第二地銀を集計したもの、協同組織金融機関の計数は、信用金庫、信用組合、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会および労働金庫連合会を集計したものです。

(資料) 金融庁ホームページ

# 融資制度一覽

## 普通貸付

ご融資の種類		ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間	
一 般 貸 付		事業を営む方(ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	4,800万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 10年以内	
			特定設備資金 7,200万円以内	20年以内	
経 営 改 善 貸 付		商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	550万円以内 のほか別枠 450万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	
特 別 貸 付	新企業育成 貸 付	新規開業 資 金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内	15年以内
		女性、若者/シニア 起 業 家 資 金	女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内	15年以内
		再チャレンジ 支 援 融 資 (再挑戦支援資金)	廃業歴等のある方で新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	2,000万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 (実績連動金利型貸付は5年)
		新事業活動 促 進 資 金	経営多角化、事業転換などにより第二創業などを図る方	7,200万円以内	15年以内 (特に必要な場合は20年以内)
	企業活力強化 貸 付	企業活力 強 化 資 金	卸売業、小売業、飲食店またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、新分野進出などを行う方 または倉庫業、道路貨物運送業等を営む方で、特定の倉庫施設などを取得する方	7,200万円以内	20年以内 (一部の対象者については15年以内)
		I T 資 金	情報化のための設備の取得などを行う方	7,200万円以内	15年以内
		財 務 向 上 サ ポ ー ト 資 金	経常利益が赤字であるなど一定の要件に該当する方であって合理化のための設備投資などの取り組みを行うことにより収益性の向上が見込まれる方	1,500万円以内	10年以内 (特に必要な場合は15年以内)
		地 域 雇 用 促 進 資 金	雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方	7,200万円以内	15年以内
	食 品 貸 付		食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	7,200万円以内	原則 13年以内
	環境・エネルギー 対 策 貸 付	環境・エネルギー 対 策 資 金	省エネルギー効果の高い設備を導入する方 または環境対策の促進を図る方	7,200万円以内	15年以内
セーフティ ネッ ト 貸 付	経 営 環 境 変 化 資 金	売上が減少するなど業況が悪化している方	一般貸付と 合わせて 4,800万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は 7年以内)	
	金 融 環 境 変 化 資 金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠 3,000万円以内		
企 業 再 生 貸 付	企業再建・事業 承 継 支 援 資 金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再生を図る方または後継者不在の事業を承継する方	7,200万円以内	15年以内	

(注)1 お使いみちによっては、ご融資額・ご返済期間が異なる場合があります。

2 普通貸付(一般貸付)の特定設備資金は、取扱商品、業種の変更などを行う方が対象になります。

3 経営改善貸付の別枠のお取扱期間は、平成20年3月末までです。また、ご返済期間は平成20年4月から運転資金4年以内、設備資金6年以内となります。

4 特別貸付にはこのほか、環境・エネルギー対策貸付(社会環境対応施設整備資金)、セーフティネット貸付(取引企業倒産対策資金)の融資制度があります。

## 生活衛生貸付

ご融資の種類		ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間	
一	般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	7,200万円以内 ただし、 ●興行場営業、 サウナ営業 2億円以内 ●旅館業 4億円以内 ●一般公衆浴場業 3億円以内 (2施設以上の場合は 4億8,000万円以内) ●クリーニング業 1億2,000万円以内	設備資金 13年以内 (特別な場合はこれを 超えることができます。)  (一般公衆 浴場業は 30年以内)	
振 興 事 業 貸 付	設 備 資 金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	1億5,000万円以内 ただし、 ●興行場営業、旅館業 7億2,000万円以内 ●一般公衆浴場業 1億5,000万円以内 (一般貸付とは別枠) ●クリーニング業 3億円以内	18年以内 (店舗等の新設の 場合等は20年以内)	
	運 転 資 金		5,700万円以内	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	
生 活 衛 生 改 善 貸 付		生活衛生関係の事業を営む小企業者または小企業者に準ずる方であって、生活衛生同業組合の理事長等の推薦を受けた方	550万円以内 のほか別枠 450万円以内	設備資金 7年以内	
特 例 貸 付	環 境 対 策 関 連 貸 付	防 災 ・ 環 境 対 策 資 金	店舗の防火安全の確保、アスベストの飛散防止、耐震改修を行う方	上乗せ 3,000万円以内 (設備資金・ 運転資金の通算)	設備資金 15年以内 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
	事 業 安 定 等 貸 付	雇 用 安 定 金	振興計画に基づく事業を実施している方であって、事業の拡大のための設備投資を行うことにより、雇用の増加が見込まれる方	上乗せ 3,000万円以内 (設備資金・ 運転資金の通算)	設備資金 18年以内 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
	健 康 ・ 福 祉 増 進 貸 付	福 祉 増 進 金 受 動 喫 煙 防 止 資 金	店舗のバリアフリー化など、高齢者などが利用しやすい店舗にするための設備を設置する方  店舗など多くの人が利用する施設において、受動喫煙を防止するための設備を設置する方	上乗せ 3,000万円以内 (2資金の通算)	15年以内
特 別 貸 付	衛 生 環 境 激 変 特 別 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方であって、感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して衛生水準の維持向上に支障を来している方	衛生環境の激変事由ごとに別枠 1,000万円以内	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	

(注) 1 お使いみちによっては、ご返済期間が異なる場合があります。

2 クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた方であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換した方に限ります)については、一般貸付および振興事業貸付(設備資金・運転資金)のご融資額は4,800万円以内です。

3 生活衛生改善貸付の別枠のお取扱期間は、平成20年3月末までです。また、ご返済期間は、平成20年4月から6年以内となります。

4 特例貸付のご融資額は、一般貸付または振興事業貸付の業種ごとのご融資額に上記金額を上乗せしてご利用いただけます。

5 特別貸付にはこのほか、生活衛生セーフティネット貸付があります。

## 担保・保証人の要件を緩和した融資制度

### ▼ 新創業融資制度

ご利用いただける方・ご利用いただける融資制度	ご融資額	ご返済期間
<p><b>■ご利用いただける方</b> 新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方（事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は創業資金の3分の1以上の自己資金が必要）</p> <p><b>■ご利用いただける融資制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規開業資金</li> <li>・女性、若者／シニア起業家資金</li> <li>・再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）</li> <li>・食品貸付</li> <li>・生活衛生貸付（一般貸付および振興事業貸付に限ります。）</li> <li>・普通貸付（食品貸付または生活衛生貸付（一般貸付）の対象となる方が必要とする運転資金に限ります。）</li> <li>・IT資金</li> <li>・環境・エネルギー対策資金（一部の対象者を除きます。）</li> </ul>	1,000万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内

(注)1 通常適用される利率に、1.2%（年利）が上乗せされます。

2 再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）の実績連動金利型貸付をご利用いただく方については、ご返済期間5年（うち据置期間2年）となります。

### ▼ 第三者保証人等を不要とする融資

ご利用いただける方・ご利用いただける融資制度	ご融資額	ご返済期間
<p><b>■ご利用いただける方</b> 次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税務申告を2期以上行っていること</li> <li>2 所得税等を完納していること</li> </ol> <p><b>■ご利用いただける融資制度</b> ほとんどの事業資金融資でご利用いただけます。 （無担保・無保証人の融資制度である「経営改善貸付」、「生活衛生改善貸付」を除きます。）</p>	2,000万円以内	運転資金 5年以内 （特に必要な場合は 7年以内） 設備資金 10年以内

(注)1 通常適用される利率に、0.65%（年利）が上乗せされます。

2 建物のアスベスト除去などを行うために、次の制度をご利用いただく場合、上乗せ利率（0.65%）が免除されます。

- ・環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付）
- ・防災・環境対策資金（環境対策関連貸付（運転資金を除く））

3 再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）の実績連動金利型貸付をご利用いただく方については、返済期間5年（うち据置期間2年）となります。

## 教育貸付等

ご融資の種類		ご利用いただける方		ご融資額	ご返済期間
教育貸付 (注1)	教育一般貸付	高校、短大、大学、専修学校、各種学校などに入学・在学される方の保護者(ご本人または他のご親族でもご利用いただける場合があります。)でそれぞれ右の要件に該当する方	給与所得者については世帯の年間収入が990万円(事業所得者については世帯の年間所得が770万円)以内の方	学生・生徒 お1人につき 200万円以内	10年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については1年以内の延長が可能)、うち据置期間は在学期間以内
	郵貯貸付		教育積立郵便貯金の積立を完了しており、日本郵政公社(平成19年10月1日からは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構)のあつせんを受けた方	学生・生徒 お1人につき 200万円以内 (ただし、教育積立郵便貯金の範囲内)	
	年金教育貸付		厚生年金保険または国民年金の加入期間が10年以上の被保険者で、独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受けた方(所得制限は教育一般貸付と同じです。)	厚生年金保険の被保険者は学生・生徒お1人につき100万円以内、国民年金の被保険者は学生・生徒お1人につき50万円以内 (ただし、同一学生・生徒お1人につき100万円以内)	
恩給・共済年金担保貸付 (注2)		恩給や共済年金等(以下、恩給等といいます。)を受けている方		250万円以内 ただし、恩給等の年額の3年分以内 (ご融資限度額の範囲内であれば、追加のお申込みもできます。)	4年以内
記名国債担保貸付		記名国債の記名者の方		国債により異なります。	国債により異なります。
受託業務	厚生年金等担保貸付 (注3) (独立行政法人福祉医療機構からの受託業務)	厚生年金保険、船員保険、国民年金(老齢福祉年金を除く)の年金を受けている方		250万円以内 (ただし、年金の年額や返済方法などにより異なります。)	4年以内
		労災年金を受けている方		250万円以内 (ただし、年金の年額や返済方法などにより異なります。)	

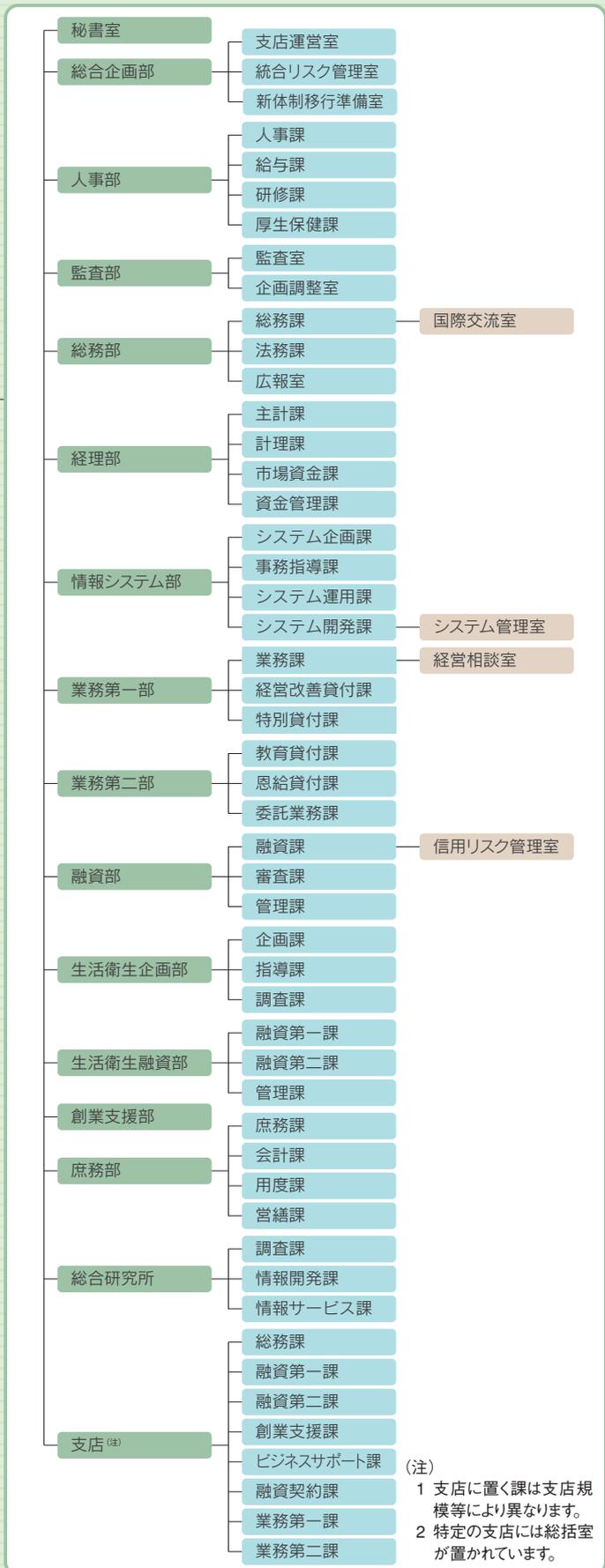
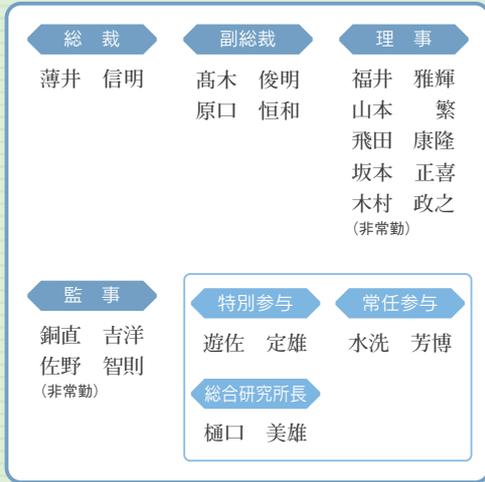
(注1) ご利用にあたっては(財)教育資金融資保証基金の保証または連帯保証人(1名以上)が必要です。

なお、(財)教育資金融資保証基金による保証をご利用いただく場合は、別途保証料(年1.0%相当分)が必要です。

(注2) ご利用にあたっては恩給等の受給権の担保および連帯保証人(1名以上)が必要です。

(注3) ご利用にあたっては年金の受給権の担保および連帯保証人(1名以上)が必要です((財)年金融資福祉サービス協会の保証制度が利用できます。)

# 組織・沿革

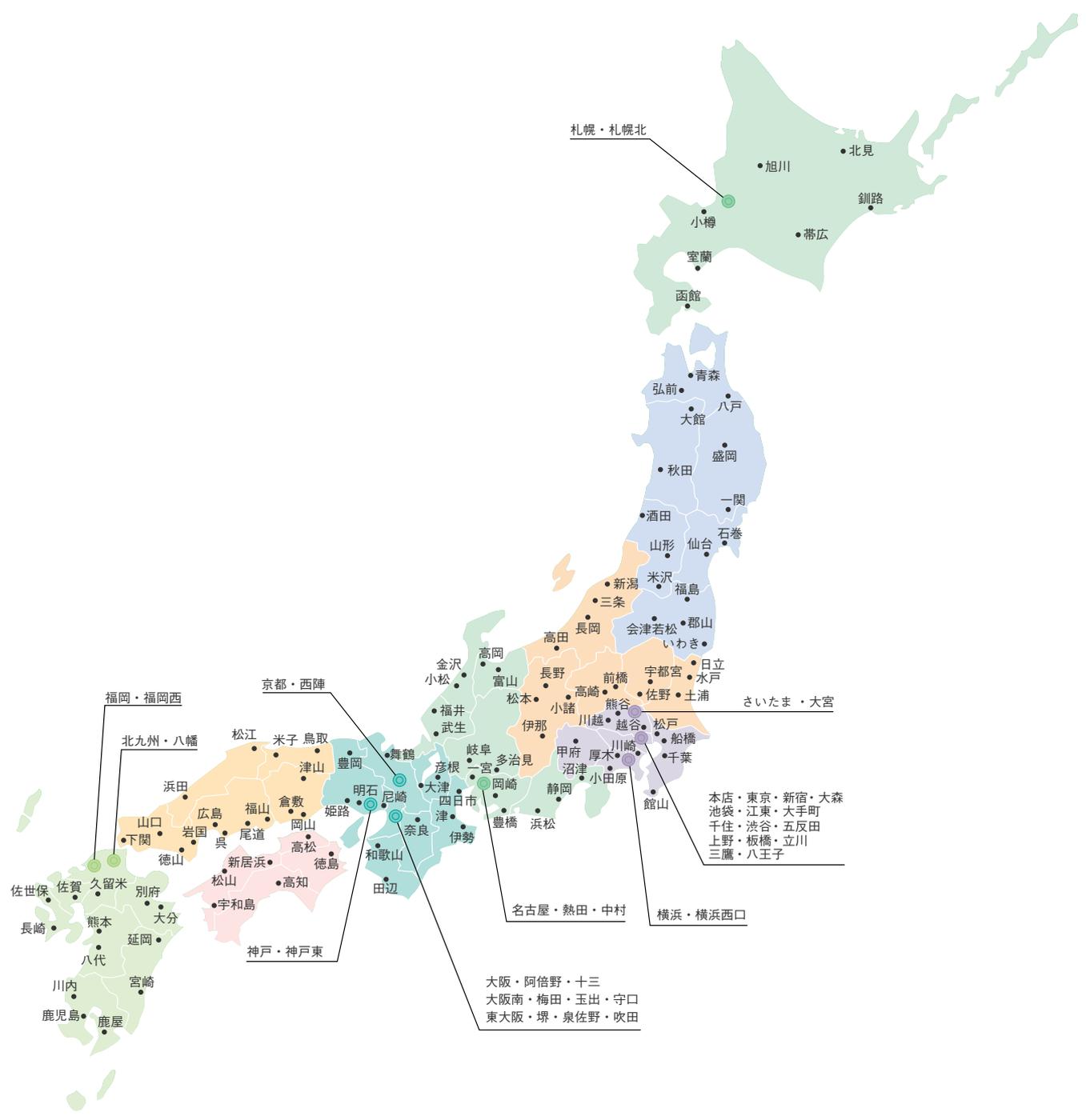


(注)  
 1 支店に置く課は支店規模等により異なります。  
 2 特定の支店には総括室が置かれています。

(平成19年7月末現在)

## 店舗網 ~全国152店舗のネットワーク~

1支店あたり(平均)		
職員数	27人	
融資先数	事業資金	8,158企業
	教育資金	4,590人



本	店	〒100-0004	東京都千代田区大手町1の9の3(公庫ビル)	(03) 3270-1361
東京相談センター		100-0004	東京都千代田区大手町1の9の3(公庫ビル)	(03) 3270-4649
名古屋相談センター		460-0003	名古屋市中区錦1の11の20(大永ビル)	(052) 211-4649
大阪相談センター		550-0005	大阪市西区西本町1の13の47(新信濃橋ビル)	(06) 6536-4649
教育ローンコールセンター				0570-008656 (ナビダイヤル)
				(03) 5321-8656
<b>●北海道(9店舗)</b>				
北海道				
札幌支店		〒060-0001	札幌市中央区北1条西2の2の2(北海道経済センター)	(011) 231-9131
札幌北支店		060-0807	札幌市北区北7条西2の8の1(北ビル)	(011) 726-4221
旭川支店		070-0034	旭川市四条通9の1704の12(朝日生命旭川ビル)	(0166) 23-5241
函館支店		040-0065	函館市豊川町20の9	(0138) 23-8291
帯広支店		080-0013	帯広市西3条南6の2	(0155) 24-3525
釧路支店		085-0013	釧路市栄町12の1の2	(0154) 22-8131
北見支店		090-0036	北見市幸町1の2の22	(0157) 24-4115
室蘭支店		050-0083	室蘭市東町2の9の8	(0143) 44-1731
小樽支店		047-0032	小樽市稲穂2の1の3	(0134) 23-1167
<b>●東北(16店舗)</b>				
青森県				
青森支店		〒030-0861	青森市長島2の25の3(ニッセイ青森センタービル)	(017) 723-2331
八戸支店		031-0074	八戸市大字馬場町1の2	(0178) 22-6274
弘前支店		036-8354	弘前市大字上鞆師町18の1(弘前商工会議所会館)	(0172) 36-6303
岩手県				
盛岡支店		020-0024	盛岡市菜園2の7の21	(019) 623-4376
一関支店		021-0877	一関市城内1の9	(0191) 23-4157
宮城県				
仙台支店		980-0014	仙台市青葉区本町3の1の8	(022) 222-5171
石巻支店		986-0825	石巻市穀町16の1(明治中央ビル)	(0225) 94-1201
秋田県				
秋田支店		010-0877	秋田市千秋矢留町2の8	(018) 832-5641
大館支店		017-8567	大館市御成町2の3の38	(0186) 42-3407
山形県				
山形支店		990-0031	山形市十日町2の4の19(住友生命山形第2ビル)	(023) 642-1331
酒田支店		998-0036	酒田市船場町1の1の2	(0234) 22-3120
米沢支店		992-0045	米沢市中央4の1の30(米沢商工会議所会館)	(0238) 21-5711
福島県				
福島支店		960-8041	福島市大町1の16	(024) 523-2341
いわき支店		970-8026	いわき市平字菱川町1の5	(0246) 25-7251
会津若松支店		965-0878	会津若松市中町2の35	(0242) 27-3120
郡山支店		963-8005	郡山市清水台1の6の21(山相郡山ビル)	(024) 923-7140
<b>●北関東信越(20店舗)</b>				
茨城県				
水戸支店		〒310-0021	水戸市南町3の3の55	(029) 221-7137
土浦支店		300-0043	土浦市中央1の1の26(日本生命土浦ビル)	(029) 822-4141
日立支店		317-0073	日立市幸町1の4の1(三井生命日立ビル)	(0294) 24-2451
栃木県				
宇都宮支店		320-0813	宇都宮市二番町1の31	(028) 634-7141
佐野支店		327-0024	佐野市亀井町2649の3	(0283) 22-3011
群馬県				
前橋支店		371-0023	前橋市本町1の6の19	(027) 223-7311
高崎支店		370-0826	高崎市連雀町81(日本生命高崎ビル)	(027) 326-1621
埼玉県				
さいたま支店		330-0064	さいたま市浦和区岸町4の25の14	(048) 822-7171
熊谷支店		360-0041	熊谷市宮町2の45	(048) 521-2731

大宮支店	330-8547	さいたま市大宮区宮町3の1の2(明治安田生命ビル)	(048)643-3711
川越支店	350-1123	川越市脇田本町14の1(日本生命川越ビル)	(049)246-3211
越谷支店	343-0816	越谷市弥生町3の33(明治安田生命越谷ビル)	(048)964-5561
<b>新潟県</b>			
新潟支店	951-8113	新潟市中央区寄居町332	(025)228-2151
長岡支店	940-0087	長岡市千手3の9の23	(0258)36-4360
高田支店	943-0833	上越市大町3の2の1	(025)524-2340
三条支店	955-0092	三条市須頃1の20(三条商工会議所会館)	(0256)34-7511
<b>長野県</b>			
長野支店	380-0816	長野市三輪田町1291	(026)233-2141
松本支店	390-8535	松本市中央2の6の1(住友生命松本ビル)	(0263)33-7070
伊那支店	396-0021	伊那市錦町3413の2	(0265)72-5195
小諸支店	384-0025	小諸市相生町3の3の3	(0267)22-2591
<b>●東京南関東(24店舗)</b>			
<b>千葉県</b>			
千葉支店	〒260-0013	千葉市中央区中央4の13の9	(043)227-1171
館山支店	294-0045	館山市北条1063の2	(0470)22-2911
松戸支店	271-0091	松戸市本町7の10(ちばぎんビル)	(047)367-1191
船橋支店	273-0005	船橋市本町1の10の10(船橋商工会議所会館)	(047)433-8252
<b>東京都</b>			
東京支店	104-0033	東京都中央区新川1の17の28	(03)3553-3441
新宿支店	160-0023	東京都新宿区西新宿1の14の9	(03)3342-4171
大森支店	143-0016	東京都大田区大森北1の15の17	(03)3761-7551
池袋支店	171-0022	東京都豊島区南池袋2の27の9(池袋室町ビル)	(03)3983-2131
江東支店	130-0022	東京都墨田区江東橋3の7の8(日本生命錦糸町ビル)	(03)3631-8171
大手町支店	100-0004	東京都千代田区大手町1の9の3(公庫ビル)	(03)3270-1300
千住支店	120-0036	東京都足立区千住仲町41の1(三井生命北千住ビル)	(03)3881-6175
渋谷支店	150-0041	東京都渋谷区神南1の21の1(日本生命ビル)	(03)3464-3311
五反田支店	141-0031	東京都品川区西五反田1の31の1(日本生命五反田ビル)	(03)3490-7370
上野支店	110-0015	東京都台東区東上野2の18の10(日本生命上野ビル)	(03)3835-1391
板橋支店	173-0013	東京都板橋区氷川町39の2(板橋法人会館)	(03)3964-1811
立川支店	190-8551	立川市錦町1の9の15	(042)524-4191
三鷹支店	181-0013	三鷹市下連雀3の26の9(サンシロービル)	(0422)43-1151
八王子支店	192-0082	八王子市東町7の3	(042)646-7711
<b>神奈川県</b>			
横浜支店	231-8831	横浜市中区南仲通2の21の2	(045)201-9912
横浜西口支店	220-0004	横浜市西区北幸1の11の7(日本生命ビル)	(045)311-2641
川崎支店	210-0015	川崎市川崎区南町1の1(日本生命川崎ビル)	(044)211-1211
小田原支店	250-0014	小田原市城内1の21(小田原商工会館ビル)	(0465)23-3175
厚木支店	243-8575	厚木市中町3の11の21(明治安田生命厚木ビル)	(046)222-3315
<b>山梨県</b>			
甲府支店	400-0031	甲府市丸の内2の26の2	(055)224-5361
<b>●東海北陸(20店舗)</b>			
<b>富山県</b>			
富山支店	〒930-8533	富山市桜町2の6の11	(076)431-1191
高岡支店	933-0912	高岡市丸の内1の40(高岡商工ビル)	(0766)25-1171
<b>石川県</b>			
金沢支店	920-0974	金沢市川岸町47	(076)263-7191
小松支店	923-0801	小松市園町二の1(小松商工会議所ビル)	(0761)21-9101
<b>福井県</b>			
福井支店	918-8004	福井市西木田2の8の1(福井商工会議所ビル)	(0776)33-1755
武生支店	915-0802	越前市北府3の1の5	(0778)23-1133
<b>岐阜県</b>			
岐阜支店	500-8819	岐阜市千石町2の22	(058)263-2136

多治見支店	507-0837	多治見市青木町6の2	(0572)22-6341
静岡県			
静岡支店	420-0034	静岡市葵区常磐町2の5の1	(054)254-4411
浜松支店	430-0917	浜松市中区常盤町132の14	(053)454-2341
沼津支店	410-8585	沼津市市場町5の7	(055)931-5281
愛知県			
名古屋支店	460-0003	名古屋市中区錦1の11の20(大永ビル)	(052)221-7241
熱田支店	456-0025	名古屋市熱田区玉の井町7の30	(052)681-2271
中村支店	450-0003	名古屋市中村区名駅南1の24の21(三井ビル別館)	(052)561-6301
豊橋支店	440-0806	豊橋市八町通2の15	(0532)52-3191
一宮支店	491-0852	一宮市大志2の3の18	(0586)73-3131
岡崎支店	444-0043	岡崎市唐沢町1の4の2(朝日生命岡崎ビル)	(0564)24-1711
三重県			
津支店	514-0028	津市東丸之内20の12(日本生命津ビル)	(059)227-5211
四日市支店	510-0088	四日市市元町9の18	(059)352-3121
伊勢支店	516-0074	伊勢市本町4の3(三井生命ビル)	(0596)24-5191

●近畿(25店舗)

滋賀県			
大津支店	〒520-0047	大津市浜大津1の2の28	(077)524-1656
彦根支店	522-0075	彦根市佐和町11の34	(0749)24-0201
京都府			
京都支店	604-8145	京都市中京区東洞院通蛸薬師下元竹田町630	(075)211-3231
西陣支店	602-8375	京都市上京区一条通御前通西入大上之町82	(075)462-5121
舞鶴支店	624-0923	舞鶴市字魚屋66	(0773)75-2211
大阪府			
大阪支店	550-0005	大阪市西区西本町1の13の47(新信濃橋ビル)	(06)6538-1401
阿倍野支店	545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3の15の12	(06)6621-1441
十三支店	532-0025	大阪市淀川区新北野1の9の24(三井生命十三ビル)	(06)6305-1631
大阪南支店	542-0086	大阪市中央区西心斎橋2の2の7(心斎橋東京海上日動ビル)	(06)6211-7507
梅田支店	530-0057	大阪市北区曾根崎2の5の10(梅田パシフィックビル)	(06)6315-0301
玉出支店	557-0044	大阪市西成区玉出中2の15の22(明治安田生命玉出ビル)	(06)6659-1261
守口支店	570-0094	守口市京阪北本通4の10	(06)6993-6121
東大阪支店	577-0054	東大阪市高井田元町2の9の2	(06)6782-1321
堺支店	590-0048	堺市堺区一条通20の5(銀泉堺東ビル)	(072)223-5900
泉佐野支店	598-0007	泉佐野市上町3の1の6	(072)462-1355
吹田支店	564-0027	吹田市朝日町27の14(ウラタビル)	(06)6319-2061
兵庫県			
神戸支店	650-0023	神戸市中央区栄町通5の2の19	(078)341-4981
神戸東支店	657-0035	神戸市灘区友田町3の6の15(KHK灘ビル)	(078)854-2900
明石支店	673-0898	明石市樽屋町8の36	(078)912-4114
姫路支店	670-0917	姫路市忍町200	(079)225-0571
尼崎支店	660-0892	尼崎市東難波町4の18の1	(06)6481-3601
豊岡支店	668-0032	豊岡市千代田町10の6	(0796)22-4327
奈良県			
奈良支店	630-8253	奈良市内侍原町51の1	(0742)23-8041
和歌山県			
和歌山支店	640-8158	和歌山市十二番丁58 (平成19年9月に次の住所に移転する予定です。〒640-8154 和歌山市六番丁5(和歌山第一生命ビルディング))	(073)422-3151
田辺支店	646-0031	田辺市湊1666の8	(0739)22-6120

●中国(15店舗)

鳥取県			
鳥取支店	〒680-0834	鳥取市永楽温泉町251	(0857)22-3156
米子支店	683-0812	米子市角盤町2の101	(0859)34-5821
島根県			
松江支店	690-0887	松江市殿町111(松江センチュリービル)	(0852)23-2651

浜田支店	697-0027	浜田市殿町82の7	(0855)22-2835
岡山県			
岡山支店 (平成19年9月に次の住所に移転する予定です。)	700-0825	岡山市田町1の11の13 〒700-0913 岡山市大供1の2の10(損保ジャパン岡山ビル)	(086)225-0011
津山支店	708-0022	津山市山下18の1	(0868)22-6135
倉敷支店	710-0055	倉敷市阿知2の9の10(藤徳物産ビル)	(086)425-8401
広島県			
広島支店	730-8582	広島市中区国泰寺町2の3の20	(082)244-2231
尾道支店	722-0014	尾道市新浜1の6の26	(0848)22-6111
福山支店	720-0814	福山市光南町2の2の7	(084)922-6550
呉支店	737-0045	呉市本通4の9の7の101(明治安田生命呉ビル)	(0823)24-2600
山口県			
山口支店	753-0074	山口市中央5の2の47	(083)922-3660
下関支店	750-0016	下関市細江町2の4の3	(0832)22-6225
徳山支店	745-0836	周南市慶万町4の2	(0834)21-3455
岩国支店	740-0017	岩国市今津町1の8の1(一番町ビル)	(0827)22-6265
●四国(6店舗)			
徳島県			
徳島支店	〒770-0856	徳島市中州町1の58	(088)622-7271
香川県			
高松支店 (平成19年9月に次の住所に移転する予定です。)	760-0026	高松市磨屋町3の1 〒760-0023 高松市寿町2の2の7(COI高松ビル)	(087)851-0181
愛媛県			
松山支店	790-0003	松山市三番町6の7の3	(089)941-6148
新居浜支店	792-8691	新居浜市繁本町3の3	(0897)33-9101
宇和島支店	798-0060	宇和島市丸之内1の3の24(商工会議所会館)	(0895)22-4766
高知県			
高知支店 (平成19年9月に次の住所に移転する予定です。)	780-8661	高知市本町4の2の52(住友生命高知ビル) 〒780-0834 高知市堺町2の26(高知中央第一生命ビルディング)	(088)822-3191
●九州(17店舗)			
福岡県			
福岡支店	〒812-8689	福岡市博多区博多駅前3の21の12	(092)411-9111
福岡西支店	810-0041	福岡市中央区大名1の4の1(NDビル)	(092)712-4381
北九州支店	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1の10の10(大同生命北九州ビル)	(093)541-7550
八幡支店	806-0021	北九州市八幡西区黒崎3の1の7(日本生命黒崎ビル)	(093)641-7715
久留米支店	830-0032	久留米市東町36の8(三井生命ビル)	(0942)34-1212
佐賀県			
佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町4の21	(0952)22-3341
長崎県			
長崎支店	850-0057	長崎市大黒町10の4	(095)824-3141
佐世保支店	857-0043	佐世保市天満町2の21	(0956)22-9155
熊本県			
熊本支店	860-0801	熊本市安政町4の22	(096)353-6121
八代支店	866-0857	八代市出町4の17	(0965)32-5195
大分県			
大分支店	870-0035	大分市中央町2の9の24(三井生命大分ビル)	(097)535-0331
別府支店	874-0924	別府市餅ヶ浜町9の1	(0977)25-1151
宮崎県			
宮崎支店	880-8655	宮崎市橘通東3の6の30	(0985)23-3274
延岡支店	882-8678	延岡市瀬之口町1の3の10	(0982)33-6311
鹿児島県			
鹿児島支店	892-8626	鹿児島市名山町1の26	(099)224-1241
鹿屋支店	893-0006	鹿屋市向江町8の17	(0994)42-5141
川内支店	895-0027	薩摩川内市西向田町5の29(明治安田生命川内ビル)	(0996)20-2191

(平成19年7月末現在)

## 当公庫のあゆみ

	設立当時 (昭和24年度末)	現在 (平成18年度末)
店舗数	19店	152店
職員数	577人	4,721人 <sup>(*)</sup>
総融資残高(件数)	24万件	286万件
総融資残高(金額)	35億円	8兆3,435億円

(\*)平成19年度の予算定員です。

- は国民金融公庫のできごと      ●は環境衛生金融公庫のできごと
- は両公庫共通のできごと      ●は国民生活金融公庫のできごと

### 昭和20年代

- 24年 6月 国民金融公庫設立  
(本所 東京都台東区東黒門町、資本金13億円)
- 28年 10月 恩給担保貸付を開始



日本所建物(昭和24年当時)

公庫本所業務部の開門を待つ人々(昭和24年6月1日)



### 昭和30年代

- 30年 6月 店舗数60となる
- 32年 12月 引揚者国債担保貸付を開始
- 34年 9月 伊勢湾台風に災害貸付を実施
- 37年 11月 本所を台東区東黒門町から千代田区大手町(現在地)に移転
- 39年 9月 店舗数100となる



災害貸付のご相談で混雑する支店窓口(昭和34年9月、伊勢湾台風災害)

環境衛生金融公庫設立当時の業務風景



### 昭和40年代

- 41年 9月 呼称を変更(本所、支所、代理所→本店、支店、代理店)
- 42年 9月 環境衛生金融公庫設立(本店 東京都港区赤坂、資本金10億円)
- 10月 環境衛生金融公庫設立に伴い、国民金融公庫が環境衛生金融公庫からの受託業務を開始
- 10月 国民金融公庫から環境衛生金融公庫へ環衛特別貸付にかかる債権を譲渡
- 43年 5月 融資の一元化(環境衛生関係営業を営むのに必要な設備資金は、原則としてすべて環境衛生金融公庫の資金により一元的に融資)
- 6月 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付(食品貸付)を開始
- 6月 流通近代化資金貸付を開始
- 45年 9月 代理店扱における本店申請制度の取扱を開始
- 47年 7月 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
- 48年 10月 経営改善貸付を開始
- 10月 環衛改善貸付(現 生活衛生改善貸付)を開始
- 10月 事務センター完成(三鷹市)
- 49年 6月 大手町支店、武蔵野支店で総合オンライン本稼働

### 昭和50年代

- 50年 5月 店舗数120となる
- 8月 元利金回収事務の電算化(民間金融機関取扱分)
- 53年 4月 普通貸付(一般貸付)の範囲内で特定設備資金の取扱を開始
- 7月 全店で総合オンライン完成
- 54年 1月 進学貸付を開始
- 57年 1月 直接貸付業務を開始
- 4月 労働福祉事業団からの労災年金担保貸付受託業務を開始
- 4月 公衆浴場確保対策の実施
- 58年 4月 振興事業施設貸付(上乗せ方式)を実施

### 昭和60年代

- 60年 3月 店舗数151となる
- 12月 経済調整対策等貸付を開始
- 61年 10月 振興事業運転資金貸付を開始
- 63年 1月 年金福祉事業団からの厚生年金等担保貸付受託業務を開始
- 4月 振興事業設備貸付を開始(基本限度額方式として新たに創設)

## 平成元年以降

●	3年 6月	総合研究所を設置
●	9月	進学貸付を教育貸付へ衣替え
●	4年 9月	緊急特例限度貸付を開始
●	7年 1月	阪神・淡路大震災に災害貸付を実施
●	3月	五反田出張所(現 五反田支店)開設(店舗数152)
●	8年 3月	新規開業支援室を設置
●	8月	O-157対策緊急融資を実施
●	9月	教育貸付についてテレフォン・FAXサービスを開始
●	9年 9月	国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定
●	12月	金融環境変化対応貸付を開始
●	10年 3月	事業資金貸付についてFAXサービスを開始
●	4月	衛生環境激変特別貸付を開始
●	5月	事業展開支援貸付を開始
●	6月	環境衛生金融公庫法の一部改正(融資対象の拡大)
●	6月	運転資金円滑化特別貸付を開始
●	11年 4月	女性・中高年起業家支援資金を開始
●	5月	国民生活金融公庫法(「国民金融公庫法の一部を改正する法律」)が成立
●	10月	国民生活金融公庫発足
●	12月	環衛貸付(現 生活衛生貸付)の融資対象者を拡大
●	12年 3月	有珠山の火山活動に対して災害貸付を実施
●	12月	政府保証第1回国民生活債券を発行
●	12月	セーフティネット貸付(経営安定貸付および生活衛生経営安定貸付)を開始
●	13年 1月	情報技術導入促進貸付(IT貸付)を開始
●	3月	国際交流室を設置
●	4月	金利体系を変更(返済期間に応じて異なる利率が適用されることとなる)
●	7月	新創業融資制度を開始
●	10月	BSE(牛海綿状脳症)対策として衛生環境激変特別貸付を実施
●	14年 4月	特別貸付の整理統合を実施
●	5月	第1回国民生活債券(財投機関債)を発行
●	6月	国民生活金融公庫運営懇話会を設置

●	15年 1月	ホームページから借入申込の受付を開始
●	1月	第三者保証人等を不要とする融資を開始
●	2月	経済再生貸付・生活衛生経済再生貸付を開始
●	3月	信用リスク管理室を設置
●	6月	サービスアップ委員会を設置
●	6月	SARS(重症急性呼吸器症候群)対策として衛生環境激変特別貸付を実施
●	16年 3月	高病原性鳥インフルエンザ対策として衛生環境激変特別貸付を実施
●	4月	総合企画部を設置
●	4月	企業再建資金を開始
●	10月	台風23号および新潟県中越地震に対して災害貸付を実施
●	17年 4月	新事業活動促進資金を開始
●	7月	創業支援部・こくきん創業支援センターを設置
●	9月	教育ローンコールセンターを設置
●	9月	台風14号に対して災害貸付を実施
●	18年 1月	新体制移行準備委員会および新体制移行準備室を設置
●	2月	アスベスト関連の融資制度を開始
●	3月	こくきん創業支援センターを全国14地区へ拡大
●	3月	経営相談室を設置
●	4月	財務向上サポート資金を開始
●	5月	国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫および国際協力銀行の統合を含む「行政改革推進法」が成立
●	7月	支店運営室を設置
●	19年 3月	統合リスク管理室を設置
●	3月	こくきん創業支援センターを全国15地区へ拡大
●	4月	再チャレンジ支援融資を開始
●	4月	こくきんビジネスサポートプラザ新宿を設置
●	5月	株式会社日本政策金融公庫法が成立
●	7月	新潟県中越沖地震に対して災害貸付を実施
●	8月	教育ローンコールセンターの営業時間を拡大
●	8月	こくきんビジネスサポートプラザ梅田を設置

## 関連公益法人

当公庫の業務に関連している公益法人として以下のものがあります。

法人名	所在地	主な業務内容	設立年月	基本財産
(財)教育資金融資保証基金	東京都千代田区内神田2-15-9	公庫が行う教育資金融資にかかる債務の保証	昭和53年12月	150億円
(財)公庫団信サービス協会	東京都千代田区神田錦町2-11	公庫の債務者等にかかる団体信用生命保険契約の締結、管理および債務の弁済	昭和62年8月	15億円

# 索引

## あ行

あゆみ	57
1企業あたりの平均融資残高	12
一般会計借入金	45
運営懇話会	33
衛生環境激変特別貸付	16
恩給・共済年金担保貸付	4,28,50

## か行

開示請求	40
環境に配慮した取り組み	42
関連公益法人	58
企業再建・事業承継資金(企業再生貸付)	23,47
記名国債担保貸付	50
教育貸付	4,27,50
教育ローンコールセンター	27
業種別融資残高構成比	14
経営改善貸付	13,15,47
経営改善資金特別準備金	45
経営相談室	21
経営方針・経営目標	5
厚生年金担保貸付	4,50
行動指針	5
こくきん創業支援センター	20
こくきんビジネスサポートプラザ	21
国際交流	29
個人情報保護	39
個人・法人別、資本金別融資構成比	12,16
コンプライアンスの体制・取り組み	35

## さ行

災害貸付	26
財政投融资	46
再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)	19,47
財投機関債	46
資金調達	46
従業者規模別融資構成比	12
収支差補給金(国民生活金融公庫補給金)	43
収支状況	43
情報公開	40
情報提供	22
女性、若者／シニア起業家資金	18,47
新公庫のアウトライン	10
新事業活動促進資金	19,47
新創業融資制度	13,17,49

生活衛生改善貸付	4,16,48
生活衛生貸付	4,16,48
政策実施評価報告書	32
セーフティネット貸付	47
創業支援	17
組織	51

## た行

第三者保証人等を不要とする融資	13,49
第二創業支援	19
担保別融資構成比	13
地域金融機関との連携	24
地域別融資残高構成比	14
ディスクロージャー	40
店舗網	52
統合リスク管理室	36
特別貸付	47
特別相談窓口	25
トピックス	7

## な行

日本政策金融公庫	9
----------	---

## は行

PDSサイクル	31
普通貸付(一般貸付)	4,47
不良債権の状況	46
返済条件の緩和	23
法定貸借対照表	44
ホームページ	22
保証人別融資構成比	13

## ま行

民間企業仮定貸借対照表	44
-------------	----

## や行

役員	51
融資金額別構成比	12
融資先企業数	11
融資制度	47

## ら行

リスク管理の体制	36
リレーションシップバンキング	24

新公庫への移行に関する  
情報発信に努めています。

### 平成20年10月 国民生活金融公庫の役割は 日本政策金融公庫に引き継がれます

平成19年5月18日、株式会社日本政策金融公庫法が成立しました。  
平成20年10月1日、当公庫は、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となります。

当公庫が現在行っている業務は、新公庫に承継されます。また、新公庫の株式すべてを政府が常時保有しますので、公共性の高い政策金融を担うという組織の性格は、新公庫においても、現在の当公庫と変わりません。

平成20年9月までにご契約いただいたお客さまのお取引については、ご契約内容(金利、返済条件等)を変更することなく新公庫に承継されます。また、平成20年10月以降においては、これまでと同様の手続で新公庫をご利用いただけます。

今後とも、お客さまへのサービスを第一に、小企業のみならず幅広い小口融資をはじめとした政策金融機能を十分発揮してまいりますので、引き続きご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

● 不明な点がございましたら、窓口にお気軽におたずねください。  
\*詳細については、当公庫ホームページ「平成20年10月日本政策金融公庫へ移行します」をご覧ください。  
※本図表は業務の移行対象業務の範囲については、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

**国民生活金融公庫**

▲ 店頭掲示用ポスター

### 平成20年10月 国民生活金融公庫の役割は 日本政策金融公庫 に引き継がれます

- 平成19年5月、「株式会社日本政策金融公庫法」が成立しました。
- お客さまの視点に立って、新公庫への円滑な移行に努めます。
- 「小企業金融の専門店」としての専門性の維持・強化に努めます。

【地域の公庫、身近なこくまん】

事業資金の融資利率	12.0%以下
100万円以下の貸付保証料	0.75%以下
融資先企業の規模	従業員数30人以下
融資先業種に対する融資	年間2万円企業別の上限あり
融資の返済ローン	75%返済率を認める利用

**国民生活金融公庫**

▲ パンフレット

### 国民公庫 農林公庫 中小公庫 JBIC は 平成20年10月 **日本政策金融公庫** になります

- ◆ 平成19年5月、「株式会社日本政策金融公庫法」が成立しました。
- ◆ 各機関の役割は、新公庫へ引き継がれます。

国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 国際協力銀行 (国際金融等業務)

各機関の権利義務の承継  
統合後は、各機関の一切の権利義務は新公庫が承継しますので、各機関のご融資等を利用されている方及び各機関が実行した業務を承継されている方の利益が不図に損なわれることはありません。

新公庫への円滑な移行  
各機関の利用者の皆さまの利便性の維持・向上が図れるよう、平成20年10月の設立に向けて、業務の統合を進めています。

▲ チラシ  
統合する4機関共同で作成したものです。



発行：国民生活金融公庫 総務部 広報室  
東京都千代田区大手町1の9の3 公庫ビル  
TEL(03)3270-1361

<http://www.kokukin.go.jp/>

平成19年8月